

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

＜口数指定でご購入する場合（例）＞

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）＝100万口×10,000円÷10,000口×3.0%＝30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

＜金額指定でご購入する場合（例）＞

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

- ・ 商号等 : マネックス証券株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・ 本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・ 設立 : 1999 年 5 月
- ・ 資本金 : 12,200 百万円
- ・ 主な事業 : 金融商品取引業
- ・ 加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
 一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・ 指定紛争 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
 解決機関
- ・ 連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
 お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）
 03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
 ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
 当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力
 フォームからお問合せいただけます。

以 上
(平成 29 年 2 月)
KTM_TOUSHIN_1.2

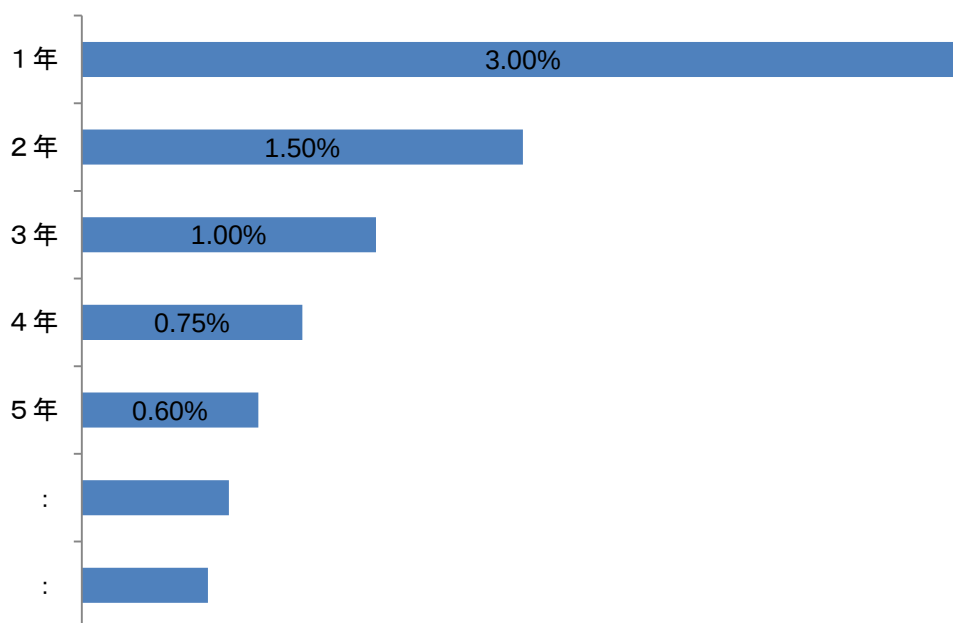
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■ 投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただくず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

（2017年10月）

使用開始日 2018.11.5

投資信託説明書(交付目論見書)

SBI 日本株3.7ブル SBI 日本株3.7ベア

追加型投信／国内／株式／
特殊型(ブル・ベア型)



ファンド名	商品分類				属性区分			
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
SBI 日本株3.7ブル	追加型	国内	株式	特殊型(ブル・ベア型)	その他資産(株価指数先物取引)	年1回	日本	ブル・ベア型
SBI 日本株3.7ベア	追加型	国内	株式	特殊型(ブル・ベア型)	その他資産(株価指数先物取引)	年1回	日本	ブル・ベア型

商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行う「SBI 日本株3.7ブル」「SBI 日本株3.7ベア」の募集については、発行者であるSBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年5月2日に関東財務局長に提出しており、2018年5月3日にその効力が生じております。

- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者のご意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

委託会社: SBIアセットマネジメント 株式会社
(ファンドの運用の指図等を行います。)
金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第311号
設立年月日:1986年8月29日
資本金:4億20万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額:2,886億59百万円
※2018年8月末日現在

受託会社:みずほ信託銀行株式会社
(ファンド財産の保管・管理等を行います。)

<照会先>
SBIアセットマネジメント株式会社

- ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>
- 電話番号 03-6229-0097
(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

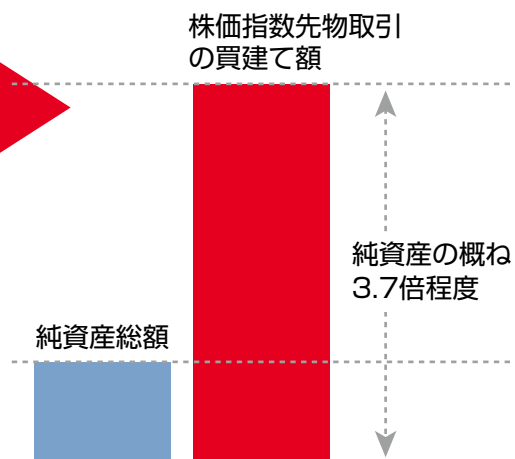
ファンドの目的・特色

ファンドの目的

SBI 日本株3.7ブル

この投資信託は、わが国の公社債に投資するとともに、株価指数先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの概ね3.7倍程度となる投資成果を目指して運用を行います。

(イメージ図)

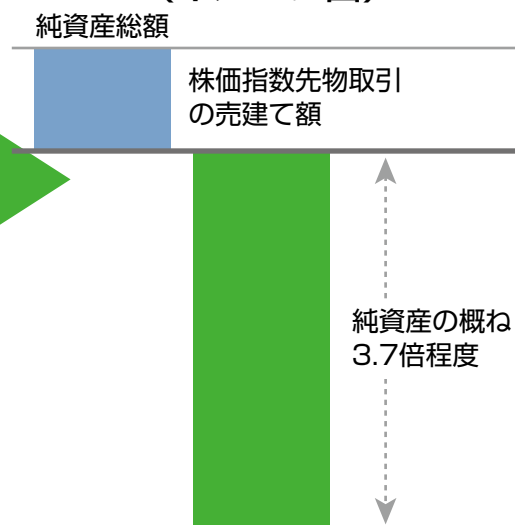


※利用する株価指数先物取引の種類は、流動性・効率性などを勘案の上、決定します。

SBI 日本株3.7ベア

この投資信託は、わが国の公社債に投資するとともに、株価指数先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの概ね3.7倍程度逆となる投資成果を目指して運用を行います。

(イメージ図)



※利用する株価指数先物取引の種類は、流動性・効率性などを勘案の上、決定します。

ファンドの特色

1 ブル・ベアファンドの一般的な特色

	ブルファンド	ベアファンド
ファンドの運用	株価指数先物の買建てをして運用	株価指数先物の売建てをして運用
株価指数が上昇すると	基準価額が上昇	基準価額が下落
株価指数が下落すると	基準価額が下落	基準価額が上昇

② 基準価額の変動にかかる留意事項

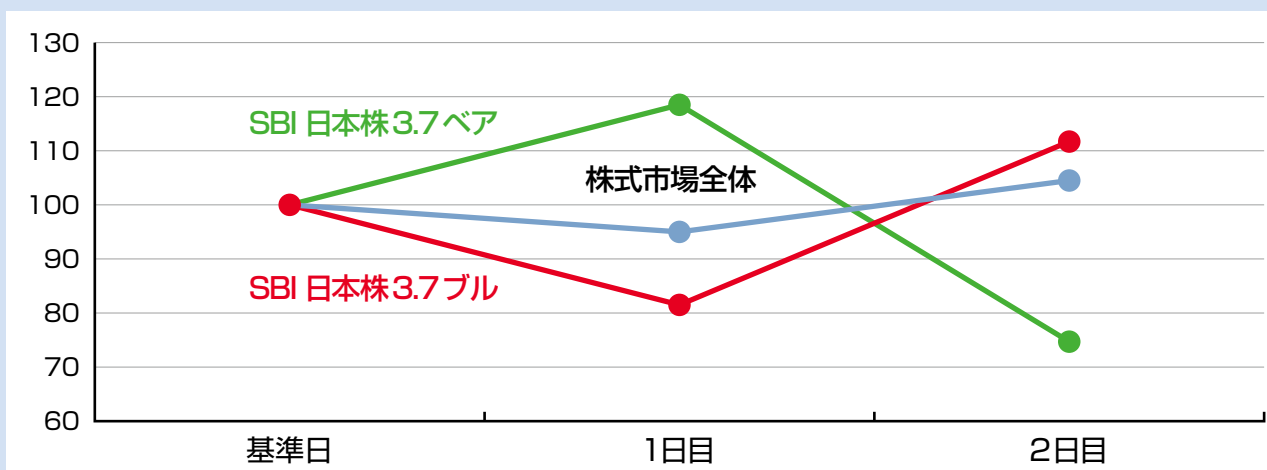
<留意事項①>

「SBI 日本株3.7ブル」は、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの「概ね3.7倍程度」、「SBI 日本株3.7ベア」は、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの「概ね3.7倍程度逆」となることを目指して運用を行います。したがって運用目標どおりの投資成果が達成できた場合でも、2日以上離れた日との比較では、「概ね3.7倍程度」または「概ね3.7倍程度逆」とはなりませんのでご注意ください。

(例)

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
わが国の株式市場全体	- 5.0%	+ 10.0%	わが国の株式市場全体	- 5.0%	+ 4.5%
SBI 日本株 3.7 ブル	- 18.5%	+ 37.0%	SBI 日本株 3.7 ブル	- 18.5%	+ 11.7%
SBI 日本株 3.7 ベア	+ 18.5%	- 37.0%	SBI 日本株 3.7 ベア	+ 18.5%	- 25.3%

騰落率の表示単位未満は四捨五入しています。



※上記のグラフは、株式市場が1日目に5%下落、2日目に前日比で10%上昇した場合で且つ、運用目標どおりの投資成果を達成できた場合の各ファンドの基準価額の値動きのイメージを表しています。

● SBI 日本株3.7ブル

日々の値動きは対前日比で1日目が-18.5%、2日目が+37%というように推移します。一方、基準日から2日目までの値動きで見ると、株式市場は4.5%上昇したのに対し、SBI 日本株3.7ブルは11.7%上昇となり、概ね3.7倍程度とはなりません。

● SBI 日本株3.7ベア

日々の値動きは対前日比で1日目が+18.5%、2日目が-37%というように推移します。一方、基準日から2日目までの値動きで見ると、株式市場は4.5%上昇したのに対し、SBI 日本株3.7ベアは25.3%下落となり、概ね3.7倍程度逆とはなりません。

この例示は、わが国の株式市場全体の値動きと基準価額の値動きの関係を理解いただくための計算例であり、実際の値動きを示すものではありません。実際のファンドでは、信託報酬・監査費用等のコスト負担等が発生します。したがって、運用目標どおりの投資成果が達成できるとは限りません。

<留意事項②>

「SBI 日本株3.7ブル」、「SBI 日本株3.7ベア」の日々の基準価額は、それぞれ株式市場の値動きの「ちょうど3.7倍」または「ちょうど3.7倍逆」にはなりません。その主な要因は次の通りです。

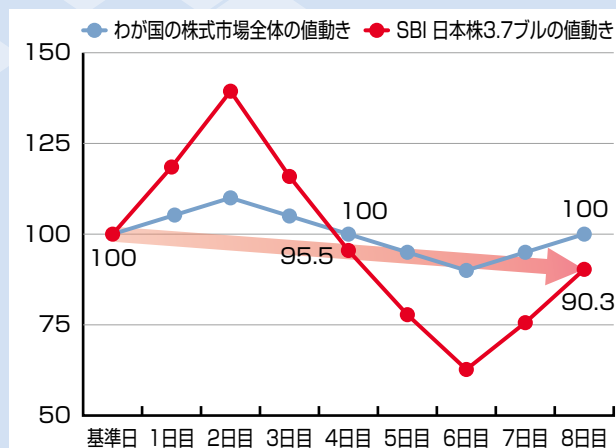
- ◆ わが国の株式市場の値動きと、利用する株価指数先物の値動きとの差
- ◆ 追加設定及び解約に対応した株価指数先物取引の約定価格と終値の差
- ◆ 株価指数先物取引をロールオーバーする過程における、限月の異なる先物間の価格差の変動
- ◆ 信託報酬・監査費用・売買委託手数料・法定開示資料作成費用などの負担
- ◆ 株価指数先物の最低取引単位の影響
- ◆ 配当利回りと短期金利の差

<留意事項③>

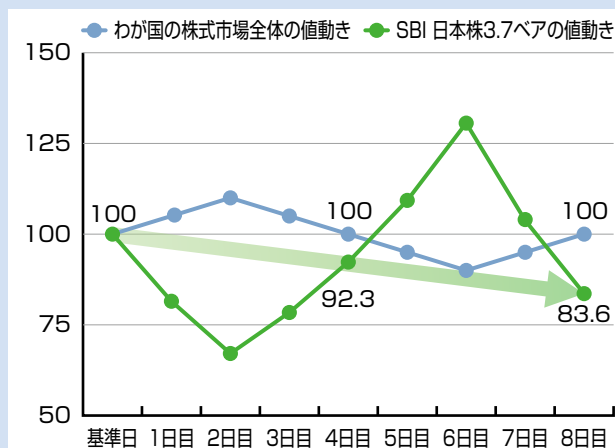
一般に、わが国の株式市場が上昇・下落をしながら動いた場合は、保有期間が長くなるほど基準価額が大きく押し下げられる傾向にあります。

株式市場全体の値動きと基準価額変動のイメージ図

【SBI 日本株3.7ブル】



【SBI 日本株3.7ベア】



基準日を100として、その後、±10%の範囲内で我が国の株式市場全体が上昇・下落を繰り返した場合のファンドの基準価額の値動きを示したものです。4日目、8日目の我が国の株式市場全体は基準日と同じ100となった場合でも、本ファンドの基準価額は100とならずに徐々に押し下げられる傾向となります。

上記はイメージ図であり、実際の基準価額の値動きと一致するものではありません。また、わが国の株式市場全体の値動きに対し3.7倍または3.7倍程度逆の値動きをすることや一定の運用成果を保証するものではありません。

「SBI 日本株3.7ブル」、「SBI 日本株3.7ベア」の基準価額は、特殊な動きを示しますので、投資の際には慎重にご判断ください。

ファンドの仕組み



※原則として、他ファンドとのスイッチング及び「SBI 日本株3.7ブル」、「SBI 日本株3.7ベア」間のスイッチングはできません。

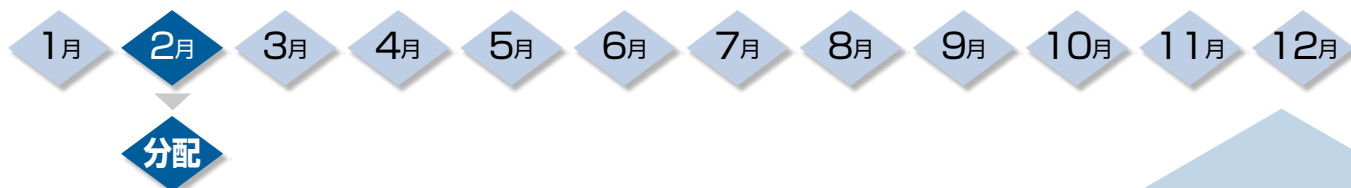
主な投資制限

- ◆ 株式への投資割合には制限を設けません。
- ◆ 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ◆ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ◆ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ◆ 同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ◆ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ◆ 外貨建資産への投資は行いません。

分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配金額は、上記分配対象収益範囲のうち原則として利子・配当等収益を中心に、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、本運用の基本方針に基づいた運用を行います。



- ・ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・ 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ・ ファンドの基準価格は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

本ファンドは、株価指数先物、国内の債券や短期金融商品を主要投資対象とし、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きに対してブルは概ね3.7倍程度、ベアは概ね3.7倍程度逆となることを目指して運用を行います。**株価指数先物の価格の変動により、基準価額が下落し、非常に大きな損失を被ることがあります。**したがって、投資者の皆様は投資元金に保証されているものではなく、**基準価額の下落により損失を被り、投資元金を大きく割込むことがあります。**投資信託財産に生じた利益及び損失は、**すべて投資者の皆様**に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

価格変動リスク	一般に株価指数先物取引の価格は、国内及び国外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドにおいては、株価指数先物取引の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、非常に大きな損失が発生するリスクがあります。また、公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあり、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、本ファンドの基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	有価証券等を売買しようとする場合、流動性が乏しいために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクがあります。特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け本ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
目標とする投資成果が達成できないリスク	株式市場全体の値動きに対して次のような要因により目標どおりの投資成果が達成できないリスクがあります。 ・株価指数先物と株式市場全体の値動きの差 ・追加設定・解約の発生による運用資金の大幅な変動 ・日々の追加設定・解約などに対応した株価指数先物取引の約定価格と終値の差 ・売買の際の売買委託手数料などの負担 ・先物市場の流動性が不足した際の売買対応や必要な取引数量のうち全部または一部取引不成立の影響 ・先物の限月交代に対応する場合
換金性等が制限されるリスク	主として、以下のような状況が発生した場合には、換金の受付を中止または取消しさせていただく場合があります。 ・株価指数先物取引について、当該取引にかかる金融商品取引所の当日の立会いが行われないとき、または停止されたとき。 ・株価指数先物取引について、当該取引にかかる金融商品取引所の当日の立会い終了時における当該取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。 ・金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・純資産総額を超える損失を回避するため、オプション取引を活用する場合があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

リスクの管理体制

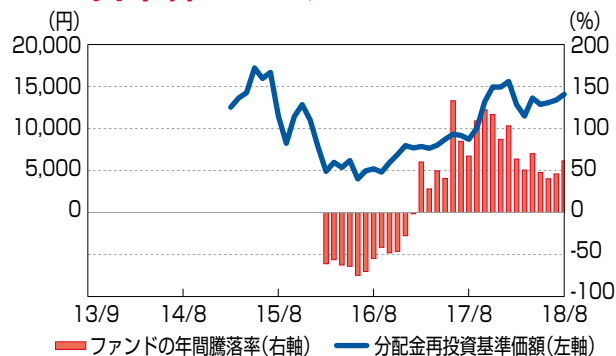
委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っております。なお、デリバティブ取引については、社内規則に基づいて投資方針に則った運用が行われているかを日々モニタリングを行っています。

参考情報

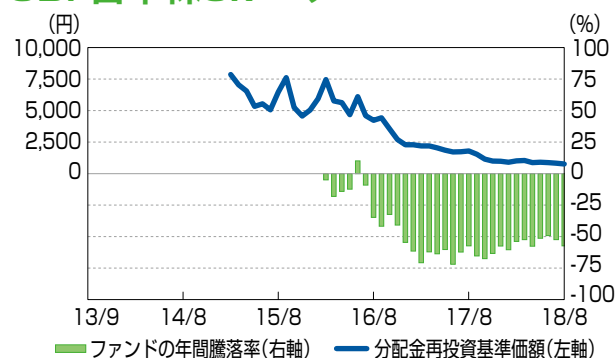
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2013年9月～2018年8月

SBI 日本株3.7ブル

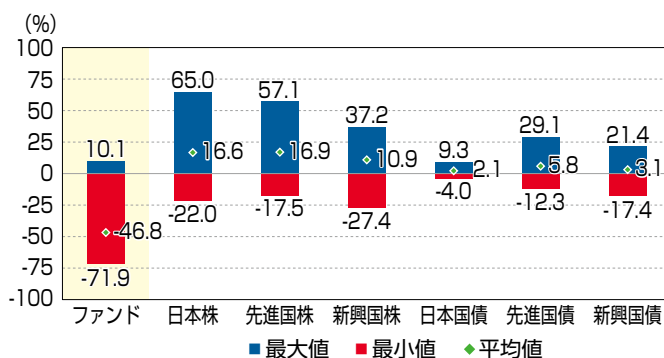
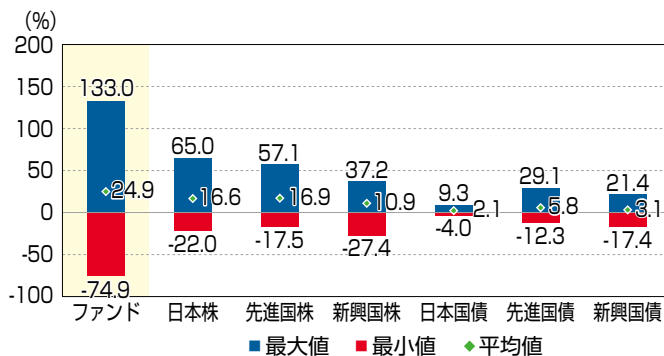


SBI 日本株3.7ベア



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド：2016年2月～2018年8月
代表的な資産クラス：2013年9月～2018年8月



- * 上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- * 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- * ファンドについては設定日以降のデータが5年に満たないため2015年2月6日から2018年8月31日のデータを基に算出しております。したがって、代表的な資産クラスとの比較対象期間が異なります。
- * 代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

〈代表的な資産クラスの指数〉

日本株…………… 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
先進国株…………… MSCI KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
新興国株…………… MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債…………… NOMURA-BPI国債
先進国債…………… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債…………… JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

〈著作権等について〉

・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

・MSCI KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

・NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。

・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

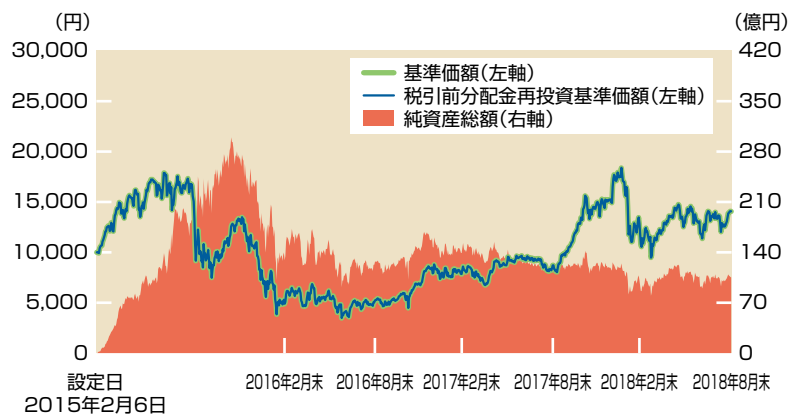
・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

SBI 日本株3.7ブル

(基準日:2018年8月31日)

基準価額・純資産の推移

(設定日(2015年2月6日)～2018年8月31日)



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

基準価額(1万口当たり)	14,068円
純資産総額	105.12億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2016年2月5日)	0円
第2期(2017年2月6日)	0円
第3期(2018年2月5日)	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

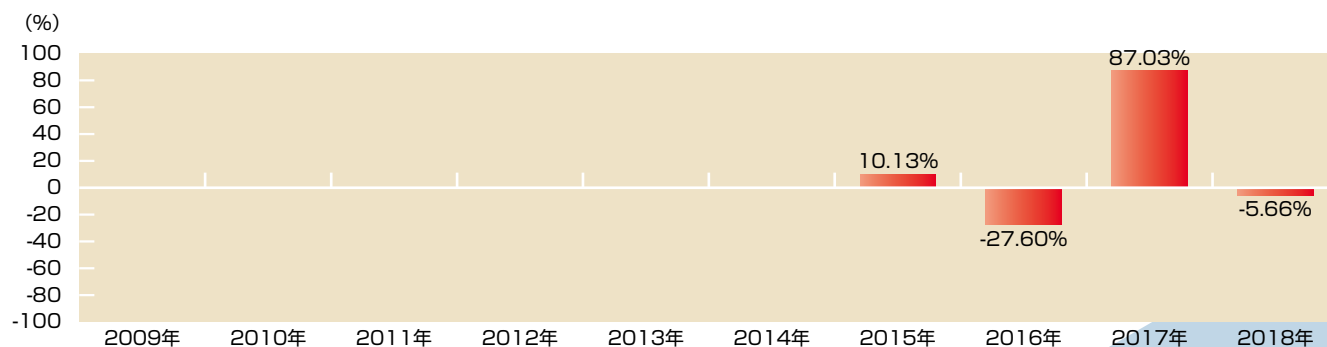
《構成比率》

国内債券	0.00%
現金等	100.00%
合計	100.00%
株式先物	366.63%

※構成比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

※2015年は設定日2015年2月6日(10,000円)から2015年末まで、2018年は8月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは、販売会社でご確認いただけます。

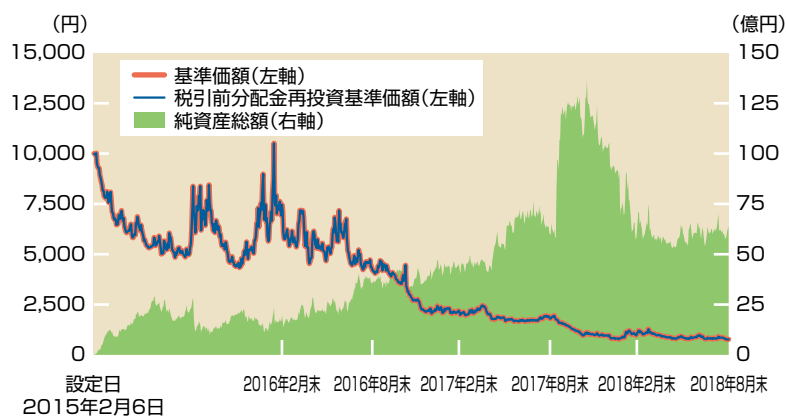
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

SBI 日本株3.7ベア

(基準日:2018年8月31日)

基準価額・純資産の推移

(設定日(2015年2月6日)～2018年8月31日)



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

基準価額(1万口当たり)	768円
純資産総額	63.81億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2016年2月5日)	0円
第2期(2017年2月6日)	0円
第3期(2018年2月5日)	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

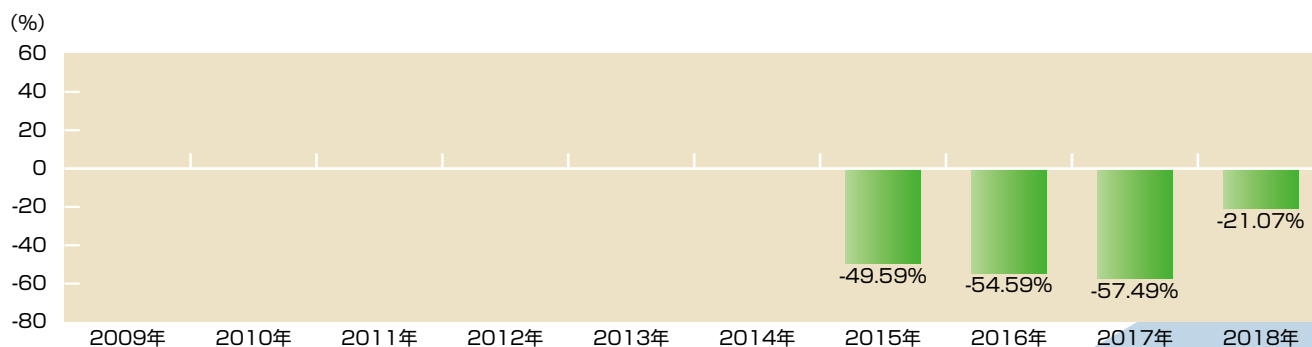
《構成比率》

国内債券	0.00%
現金等	100.00%
合計	100.00%
株式先物	△370.76%

※構成比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

※2015年は設定日2015年2月6日(10,000円)から2015年末まで、2018年は8月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは、販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳細は販売会社までお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の基準価額となります。 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳細は販売会社までお問い合わせください。
換 金 価 額	換金請求受付日の基準価額とします。
換 金 代 金	換金請求受付日から起算して4営業日目以降のお支払いとなります。
申 込 締 切 時 間	原則として、午後2時50分までに販売会社経由での委託会社に対する申込みに関する事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 したがって、販売会社の申込締切時間は、午後2時50分より前になります。受付時間は販売会社によって異なりますので販売会社にお問い合わせ下さい。 なお、当該受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付分として取扱います。
購入の申込期間	2018年5月3日(水)～2019年2月4日(月)
換 金 制 限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
ス イ ッ チ ン グ	原則として、他ファンドとのスイッチング、及び「SBI 日本株3.7ブル」、「SBI 日本株3.7ベア」間のスイッチングはできません。
購 入・換 金 申込受付の中止 および 取 消 し	以下に該当する場合には、委託会社の判断で当日分の購入・換金の受付を中止または取消しとさせていただきます場合があります。 ①株価指数先物取引について、当該取引にかかる金融商品取引所の当日の立会いが行われないとき、または停止されたとき。 ②株価指数先物取引について、当該取引にかかる金融商品取引所の当日の立会い終了時における当該取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。 ③金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき。
信 託 期 間	2019年2月5日(火)(設定日:2015年2月6日(金))
繰 上 償 還	受益権の口数が3億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決 算 日	原則として、毎年2月5日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
信託金の限度額	「SBI 日本株3.7ブル」、「SBI 日本株3.7ベア」の各ファンドにつき1,000億円を上限とします。
公 告	委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。
運 用 報 告 書	ファンドの毎決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合には、変更となる場合があります。

手続・手数料等

ファンドの費用

■ 投資者が直接的に負担する費用

購 入 時 手 数 料	購入申込金額に 2.16%(税込) を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。	購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価
信 託 財 産 留 保 額	かかりません。	—

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運 用 管 理 費 用 (信 託 報 酬)	ファンドの日々の純資産総額に 年1.0044%(税抜 年:0.93%) を乗じて得た金額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。なお、当該報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。		
	信託報酬 (運用管理費用)		年1.0044% (税抜:年0.93%)
	内 訳	委託会社	年0.702% (税抜:年0.65%)
		販売会社	年0.27% (税抜:年0.25%)
		受託会社	年0.0324% (税抜:年0.03%)
そ の 他 の 費 用 お よ び 手 数 料	ファンドの監査費用、有価証券売買時の売買手数料、信託事務の諸費用、目論見書・有価証券届出書・有価証券報告書・運用報告書作成などの開示資料の作成、印刷にかかる費用及びこれらに対する税金をファンドより間接的にご負担いただきます。監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。		

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税*及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税*及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

- ・上記は2018年8月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合
NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。



S B I 日本株 3.7 ブル

S B I 日本株 3.7 ベア

追加型投信／国内／株式／特殊型（ブル・ベア型）

投資信託説明書（請求目論見書）

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
課税上は株式投資信託として取扱われます。

2018 年 11 月 5 日

S B I アセットマネジメント株式会社

SBI 日本株 3.7 ブル SBI 日本株 3.7 ベア

本ファンドは、株価指数先物、国内の債券や短期金融商品を主要投資対象とし、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きに対して「SBI 日本株 3.7 ブル」は概ね 3.7 倍程度、「SBI 日本株 3.7 ベア」は概ね 3.7 倍程度逆となることをめざして運用を行います。株価指数先物の価格の変動により基準価額が下落し、非常に大きな損失を被ることがあります。

1. 本投資信託説明書（請求目論見書）により行う本ファンドの募集については、発行者である SBI アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 30 年 5 月 2 日に関東財務局長に提出しており、平成 30 年 5 月 3 日にその効力が生じております。

委託会社における照会先

SBI アセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前 9 時～午後 5 時）

ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

2. 本投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書のうち、同法第 15 条第 3 項の規定に基づき投資者が本ファンドの受益権を取得するときまでに投資者から請求があった場合に交付を行う目論見書です。
3. 本ファンドは、株価指数先物、国内の債券や短期金融商品を主要投資対象とし、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きに対してブルは概ね 3.7 倍程度、ベアは概ね 3.7 倍程度逆となることを目指して運用を行います。株価指数先物の価格の変動により、基準価額が下落し、非常に大きな損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を大きく割り込むことがあります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

<目次>

第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	5
第 1 ファンドの状況	5
第 2 管理及び運営	35
第 3 ファンドの経理状況	42
第 4 内国投資信託受益証券事務の概要	71
第三部 委託会社等の情報	72
第 1 委託会社等の概況	72

信託約款

発行者名	SBI アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 梅本 賢一
本店の所在の場所	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

S B I 日本株3.7ブル

S B I 日本株3.7ベア

なお、各ファンドについて、以下の略称を用いることがあります。

ファンドの名称	略称
S B I 日本株3.7ブル	日本株3.7ブル
S B I 日本株3.7ベア	日本株3.7ベア

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付也没有。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるS B I アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売）価額の総額】

S B I 日本株3.7ブル	上限5,000億円
S B I 日本株3.7ベア	上限5,000億円

※上記金額には、申込手数料ならびに申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は含まれません。

(4) 【発行（売出）価格】

各ファンドとも取得申込受付日の基準価額とします。

取得申込みの受付は、原則として、午後2時50分までに販売会社経由での委託会社に対するお申込みに関する事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

したがって、販売会社の申込締切時間は、午後2時50分より前になります。受付時間は販売会社によって異なりますので販売会社にお問い合わせ下さい。

なお、当該受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。

(i) 基準価額

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入れ有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

(ii) 基準価額の照会方法等

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbiam.co.jp/

(5) 【申込手数料】

お申込金額の2.16%（税抜2.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、前記（4）に記載の照会先においてもご確認ください。

お申込手数料は、お申込口数、お申込金額またはお申込金総額に応じて、取得申込受付日に算出される基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

なお、お申込手数料には、申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が加算されます。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

(6) 【申込単位】

最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定めるものとします。

お申込単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、前記（4）に記載の照会先においてもご確認ください。

(7) 【申込期間】

平成30年5月3日（木曜日）から平成31年2月4日（月曜日）

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。

お申込取扱いの詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社は前記（4）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社窓口にお問い合わせください。

各取得申込受付日の取得申込金額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンド口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。

販売会社については前記（4）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① お申込みの方法等

(i) 受益権の取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込み旨のお申込書を提出します。

(ii) 前記(i)の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用しません。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ その他留意事項

「SBI 日本株3.7ブル」及び「SBI 日本株3.7ベア」の各ファンドにあっては、株価指数先物取引のうち主として取引を行うものについて、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

(i) 委託会社が、当該先物取引にかかる金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）の当日の立会いが行われないうちもしくは停止されたことにより、その翌営業日の追加設定を制限する措置をとったとき

(ii) 委託会社が、当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の立会い終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加設定を制限する措置をとったとき

(iii) 金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することができます。

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムで管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

- ①「SBI 日本株3.7ブル」、「SBI 日本株3.7ベア」の2つのファンドの運用方針は以下の通りです。

<SBI 日本株3.7ブル>

■ファンドの目的

株価指数先物取引を積極的に活用することで、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の日々の値動きの概ね3.7倍程度となる投資成果をめざして運用を行います。

<SBI 日本株3.7ベア>

■ファンドの目的

株価指数先物取引を積極的に活用することで、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の日々の値動きの概ね3.7倍程度逆となる投資成果をめざして運用を行います。

※利用する株価指数先物取引の種類は、流動性・効率性などを勘案の上、決定します。

原則、他ファンドとのスイッチング、及び「SBI 日本株3.7ブル」、「SBI 日本株3.7ベア」間のスイッチングはできません。

- ②一般社団法人投資信託協会が定める本ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<SBI 日本株3.7ブル> <SBI 日本株3.7ベア> 共通

■ファンドの商品分類

本ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／国内／株式／特殊型（ブル・ベア型）」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧ください。

◎商品分類

ファンドの商品分類は「追加型投信／国内／株式／特殊型（ブル・ベア型）」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券 不動産投信	
追加型投信	内外	その他資産 ()	特殊型 (ブル・ベア型)
		資産複合	

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

◎属性区分

ファンドの属性区分

投資対象資産	その他資産（株価指数先物取引）
決算頻度	年1回
投資対象地域	日本
特殊型	ブル・ベア型

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ブル・ベア型
一般	年2回	日本	
大型株	年4回	北米	条件付運用型
中小型株	年6回	欧州	
債券	(隔月)	アジア	ロング・ショート型 /絶対収益追求型
一般	年12回	オセアニア	
公債	(毎月)	中南米	その他
社債	日々	アフリカ	
その他債券	その他	中近東 (中東)	
クレジット	()	エマージング	
属性			
(高格付債)			
不動産投信			
その他資産 (株価指数先物取引)			
資産複合 ()			

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他の資産 (株価指数先物取引)	主として株価指数先物取引を利用します。
年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）をめざす旨の記載があるものをいいます。

③信託金の限度額

S B I 日本株3.7ブル	上限1,000億円
S B I 日本株3.7ベア	上限1,000億円

※委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

①ブル・ベアファンドの一般的な特色

	ブルファンド	ベアファンド
ファンドの運用	株価指数先物の 買建てをして運用	株価指数先物の 売建てをして運用
株価指数が上昇すると	基準価額が上昇 	基準価額が下落 
株価指数が下落すると	基準価額が下落 	基準価額が上昇 

② 基準価額の変動にかかる留意事項

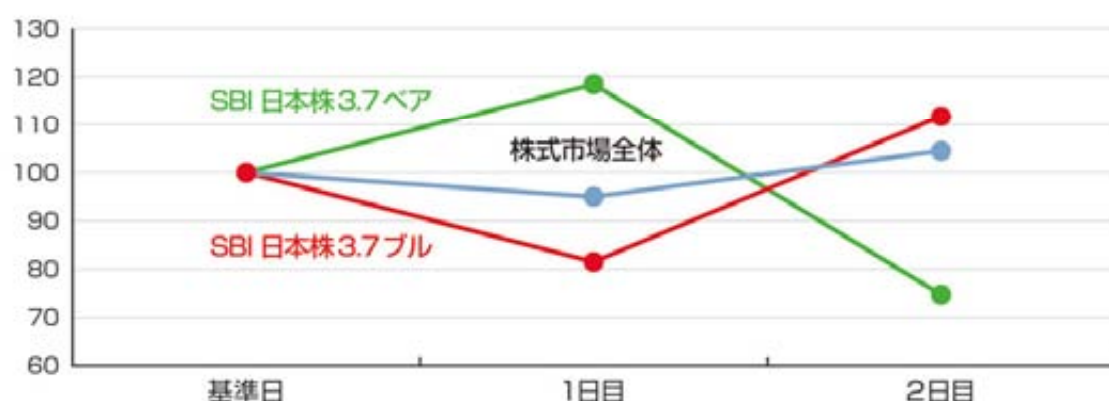
<留意事項①>

「SBI 日本株3.7ブル」は、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの「概ね3.7倍程度」、「SBI 日本株3.7ベア」は、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの「概ね3.7倍程度逆」となることを目指して運用を行います。したがって運用目標どおりの投資成果が達成できた場合でも、2日以上離れた日との比較では、「概ね3.7倍程度」または「概ね3.7倍程度逆」とはなりませんのでご注意ください。

(例)

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
わが国の株式市場全体	- 5.0%	+ 10.0%	わが国の株式市場全体	- 5.0%	+ 4.5%
SBI 日本株 3.7 ブル	- 18.5%	+ 37.0%	SBI 日本株 3.7 ブル	- 18.5%	+ 11.7%
SBI 日本株 3.7 ベア	+ 18.5%	- 37.0%	SBI 日本株 3.7 ベア	+ 18.5%	- 25.3%

騰落率の表示単位未満は四捨五入しています。



※上記のグラフは、株式市場が1日目に5%下落、2日目に前日比で10%上昇した場合で且つ、運用目標どおりの投資成果を達成できた場合の各ファンドの基準価額の値動きのイメージを表しています。

● SBI 日本株3.7ブル

日々の値動きは対前日比で1日目が-18.5%、2日目が+37%というように推移します。一方、基準日から2日目までの値動きで見ると、株式市場は4.5%上昇したのに対し、SBI 日本株3.7ブルは11.7%上昇となり、概ね3.7倍程度とはなりません。

● SBI 日本株3.7ベア

日々の値動きは対前日比で1日目が+18.5%、2日目が-37%というように推移します。一方、基準日から2日目までの値動きで見ると、株式市場は4.5%上昇したのに対し、SBI 日本株3.7ベアは25.3%下落となり、概ね3.7倍程度逆とはなりません。

この例示は、わが国の株式市場全体の値動きと基準価額の値動きの関係を理解いただくための計算例であり、実際の値動きを示すものではありません。実際のファンドでは、信託報酬・監査費用等のコスト負担等が発生します。したがって、運用目標どおりの投資成果が達成できるとは限りません。

<留意事項②>

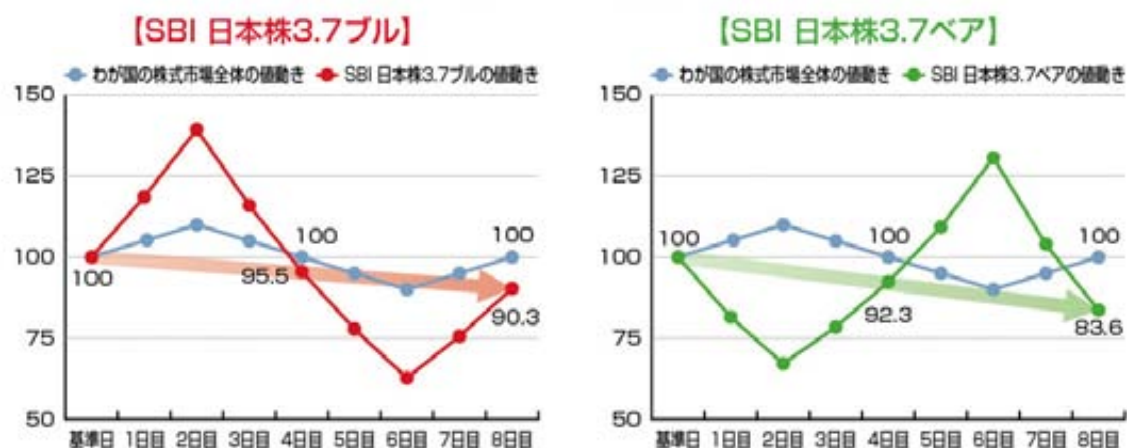
「SBI 日本株3.7ブル」、「SBI 日本株3.7ベア」の日々の基準価額は、それぞれ株式市場の値動きの「ちょうど3.7倍」または「ちょうど3.7倍逆」にはなりません。その主な要因は次の通りです。

- ◆ わが国の株式市場の値動きと、利用する株価指数先物の値動きとの差
- ◆ 追加設定及び解約に対応した株価指数先物取引の約定価格と終値の差
- ◆ 株価指数先物取引をロールオーバーする過程における、限月の異なる先物間の価格差の変動
- ◆ 信託報酬・監査費用・売買委託手数料・法定開示資料作成費用などの負担
- ◆ 株価指数先物の最低取引単位の影響
- ◆ 配当利回りと短期金利の差

<留意事項③>

一般に、わが国の株式市場が上昇・下落をしながら動いた場合は、保有期間が長くなるほど基準価額が大きく押し下げられる傾向にあります。

株式市場全体の値動きと基準価額変動のイメージ図



基準日を100として、その後、±10%の範囲内で我が国の株式市場全体が上昇・下落を繰り返した場合のファンドの基準価額の値動きを示したものです。4日目、8日目の我が国の株式市場全体は基準日と同じ100となった場合でも、本ファンドの基準価額は100とならずに徐々に押し下げられる傾向となります。

上記はイメージ図であり、実際の基準価額の値動きと一致するものではありません。また、わが国の株式市場全体の値動きに対し3.7倍または3.7倍程度逆の値動きをすることや一定の運用成果を保証するものではありません。

「SBI 日本株3.7ブル」、「SBI 日本株3.7ベア」の基準価額は、特殊な動きを示しますので、投資の際には慎重にご判断ください。

(2) 【ファンドの沿革】

平成27年2月6日 信託契約締結、設定、運用開始

平成29年5月2日 信託期間終了日を平成31年2月5日に変更（変更前は平成30年2月5日）

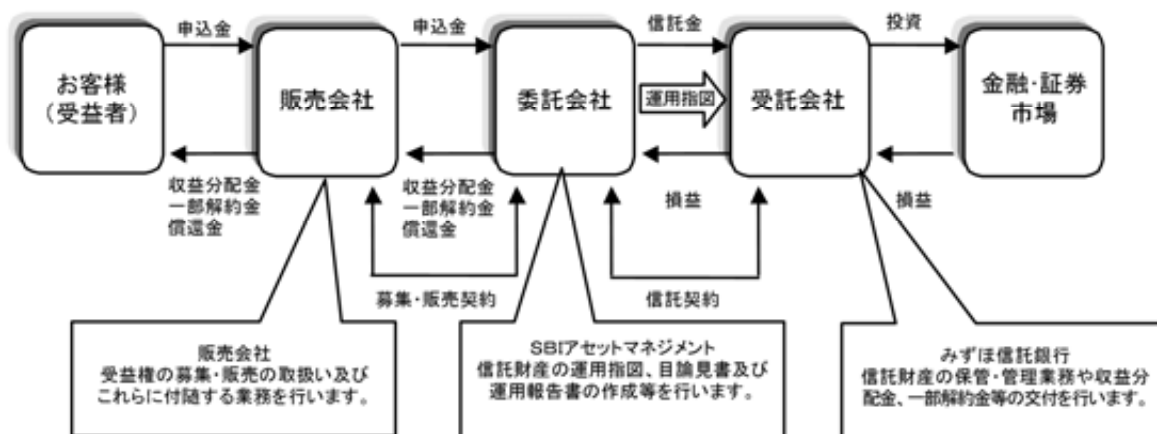
(3) 【ファンドの仕組み】

① 「SBI 日本株3.7ブル」、「SBI 日本株3.7ベア」とともに株価指数先物及び公社債などに直接投資します。



※原則として、他ファンドとのスイッチング及び「SBI 日本株3.7ブル」、「SBI 日本株3.7ベア」間のスイッチングはできません。

② 委託会社及び本ファンドの関係法人と契約等の概要



(注) 受託会社は、業務の一部を再信託先である資産管理サービス信託銀行株式会社 に委託しています。

③ 委託会社の概況（平成30年8月末日現在）

（i） 資本金

4億20万円

（ii） 沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託会社としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。平成14年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更しました。

平成17年7月1日には、S B Iアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。平成18年8月2日には、委託会社の親会社（現S B Iホールディングス株式会社）の主要株主であるソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）の子会社が、現S B Iホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、S B Iグループの一員となりました。

平成24年10月12日には、委託会社の全株式をS B Iグループの一員であるモーニングスター株式会社が、S B Iホールディングス株式会社より取得しました。

昭和61年 8 月29日	日債銀投資顧問株式会社として設立
昭和62年 2 月20日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録
昭和62年 9 月 9 日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可
平成12年11月28日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可
平成13年 1 月 4 日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成14年 5 月 1 日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更
平成17年 7 月 1 日	S B Iアセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成19年 9 月30日	金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号）

（iii） 大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
モーニングスター株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	36,600株	100.00%

2【投資方針】

(1) 【投資方針】

①主要投資対象

＜ＳＢＩ 日本株3.7ブル＞＜ＳＢＩ 日本株3.7ベア＞共通

わが国の株価指数先物取引及びわが国の公社債を主要投資対象とします。

②投資態度

＜ＳＢＩ 日本株3.7ブル＞

1. わが国の株価指数先物取引及びわが国の短期公社債を主要投資対象とします。
2. 株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、原則として、信託財産の純資産総額の3.7倍程度になるように調整することにより、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの概ね3.7倍程度となる投資成果をめざします。
3. 利用する株価指数先物取引の種類は、流動性、効率性等を勘案して決定します。
4. 追加設定、解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、原則として、当日中に株価指数先物取引を買建てもしくは転売するものとします。この結果、株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額の3.7倍程度にならないことがあります。
5. 当初設定直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができないことがあります。

＜ＳＢＩ 日本株3.7ベア＞

1. わが国の株価指数先物取引及びわが国の短期公社債を主要投資対象とします。
2. 株価指数先物取引の売建玉の時価総額の合計額が、原則として、信託財産の純資産総額の3.7倍程度になるように調整することにより、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの概ね3.7倍程度逆となる投資成果をめざします。
3. 利用する株価指数先物取引の種類は、流動性、効率性等を勘案して決定します。
4. 追加設定、解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、原則として、当日中に株価指数先物取引を売建てもしくは買戻しするものとします。この結果、株価指数先物取引の売建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額の3.7倍程度にならないことがあります。
5. 当初設定直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができないことがあります。

(2) 【投資対象】

＜ＳＢＩ 日本株3.7ブル＞＜ＳＢＩ 日本株3.7ベア＞共通

① 投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ 有価証券
 - ロ デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条及び第24条に定めるものに限ります。）

ハ 約束手形

ニ 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

② 有価証券の指図範囲等(信託約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証書と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号及び第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号及び第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券及び第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲等(信託約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④ その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

(3) 【運用体制】

ファンドの運用は、運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで行われます。

① 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリスト（5～7名程度）による市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

② 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規程の運用部門の長とします。

③ 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員（1～3名）、最高運用責任者、運用部長（1名）及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

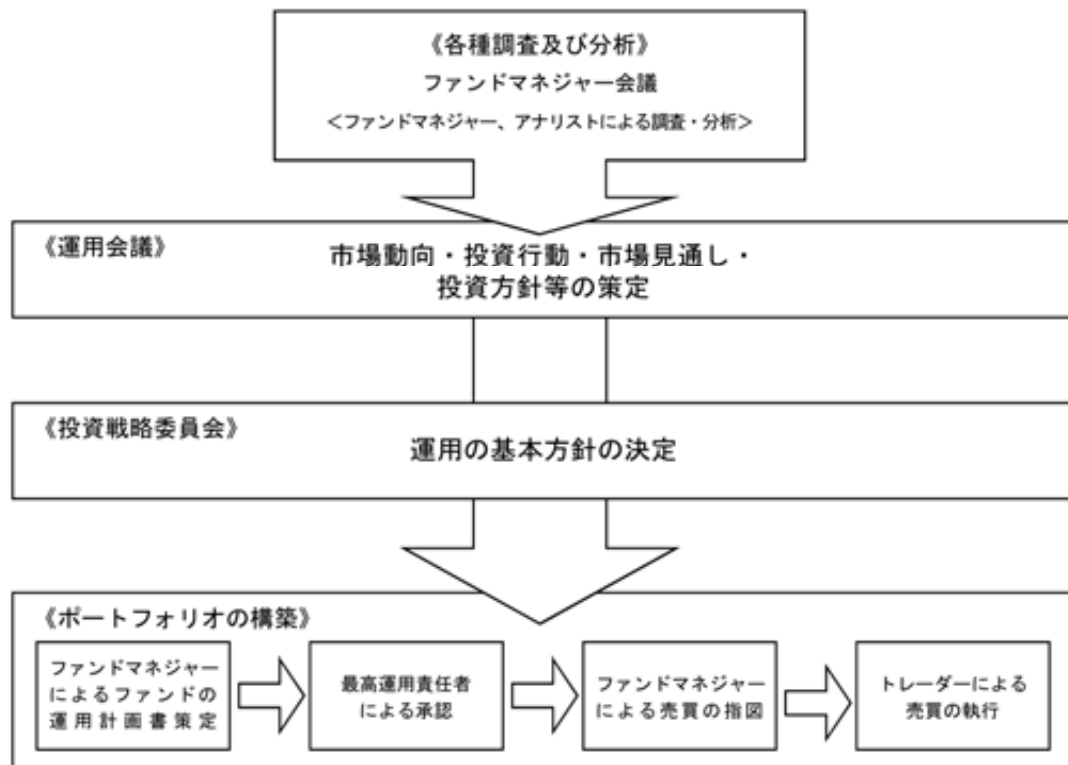
④ 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」（6名程度）、「組合投資委員会」（6名程度）での承認後、売買の指図等を行います。

⑤ パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



(4) 【分配方針】

< S B I 日本株3.7ブル>< S B I 日本株3.7ベア> 共通

毎決算時（年1回、2月5日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配金額は、上記分配対象収益範囲のうち原則として利子・配当等収益を中心に、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、本運用の基本方針に基づいた運用を行います。
- ④ 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - (i) 分配金、配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - (ii) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - (iii) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。
- (注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払します。

(5) 【投資制限】

< S B I 日本株3.7ブル>< S B I 日本株3.7ベア> 共通

各ファンドは、以下の投資制限に従います。

- ① 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限
 - (i) 株式への投資割合には制限を設けません。
 - (ii) 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
 - (iii) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - (iv) 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - (v) 同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
 - (vi) デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
 - (vii) 外貨建資産への投資は行いません。
 - (viii) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ② 信用取引の指図範囲（信託約款第22条）

- (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- (ii) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- ③ 先物取引等の指図範囲（信託約款第23条）
 - (i) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。（以下同じ。）
 - (ii) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引及びオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ④ スワップ取引の運用指図（信託約款第24条）
 - (i) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (iii) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - (iv) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - (v) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑤ その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。（投信法第9条）

⑥ その他

資金の借入れ(信託約款第33条)

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

本ファンドは、株価指数先物、国内の債券や短期金融商品を投資対象とし、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きに対してSBI日本株3.7ブルは概ね3.7倍程度、SBI日本株3.7ベアは概ね3.7倍程度逆となることをめざして運用を行います。株価指数先物の価格の変動により、基準価額が下落し、非常に大きな損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を大きく割込むことがあります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

■価格変動リスク

一般に株価指数先物取引の価格は、国内及び国外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドにおいては、株価指数先物取引の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、非常に大きな損失が発生するリスクがあります。また、公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあり、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、本ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■流動性リスク

有価証券等を売買しようとする場合、流動性が乏しいために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクがあります。特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け本ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

■目標とする投資成果が達成できないリスク

株式市場全体の値動きに対して次のような要因により目標どおりの投資成果が達成できないリスクがあります。

- ・株価指数先物と株式市場全体の値動きの差
- ・追加設定・解約の発生による運用資金の大幅な変動
- ・日々の追加設定・解約などに対応した株価指数先物取引の約定価格と終値の差
- ・売買の際の売買委託手数料などの負担
- ・先物市場の流動性が不足した際の売買対応や必要な取引数量のうち全部または一部取引不成立の影響
- ・先物の限月交代に対応する場合

■換金性等が制限されるリスク

主として、以下のような状況が発生した場合には、換金の受付を中止または取消しさせていただきます場合があります。

- ・株価指数先物取引について、当該取引にかかる金融商品取引所の当日の立会いが行われないとき、または停止されたとき。
- ・株価指数先物取引について、当該取引にかかる金融商品取引所の当日の立会い終了時における当該取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。
- ・金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき。

■信用リスク

公社債及び短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や元本があらかじめ決められた条件で支払われなくなること（債務不履行）またはそれが予想される場合には、当該債券の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、本ファンドの基準価額が下落する要因となることがあります。

<その他の留意点>

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・純資産総額を超える損失を回避するため、オプション取引を活用する場合があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

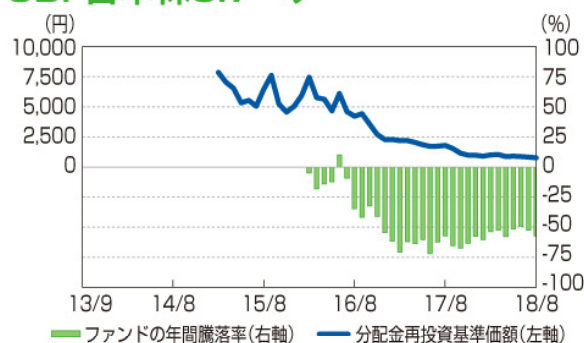
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2013年9月～2018年8月

SBI 日本株3.7ブル

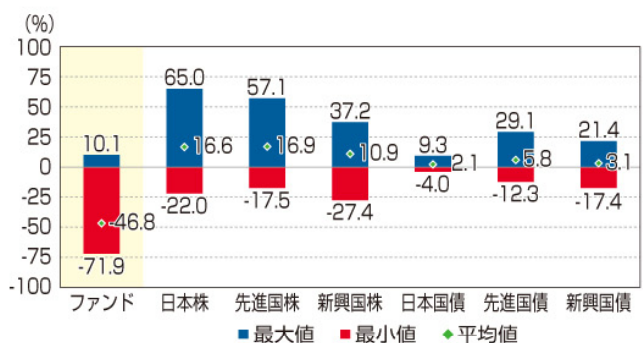
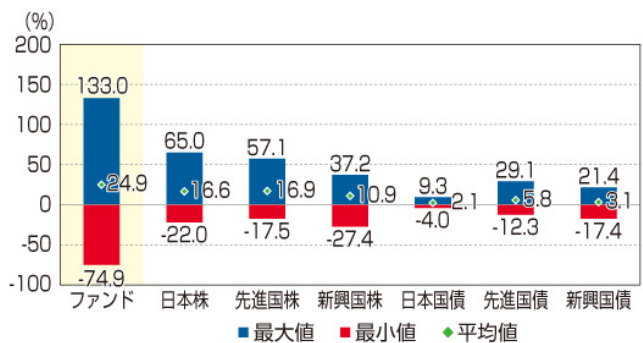


SBI 日本株3.7ベア



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド：2016年2月～2018年8月
代表的な資産クラス：2013年9月～2018年8月



- * 上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- * 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- * ファンドについては設定日以降のデータが5年に満たないため2015年2月6日から2018年8月31日のデータを基に算出しております。したがって、代表的な資産クラスとの比較対象期間が異なります。
- * 代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株……………東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 - 先進国株……………MSCI KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
 - 新興国株……………MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 日本国債……………NOMURA-BPI国債
 - 先進国債……………FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債……………JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

＜著作権等について＞

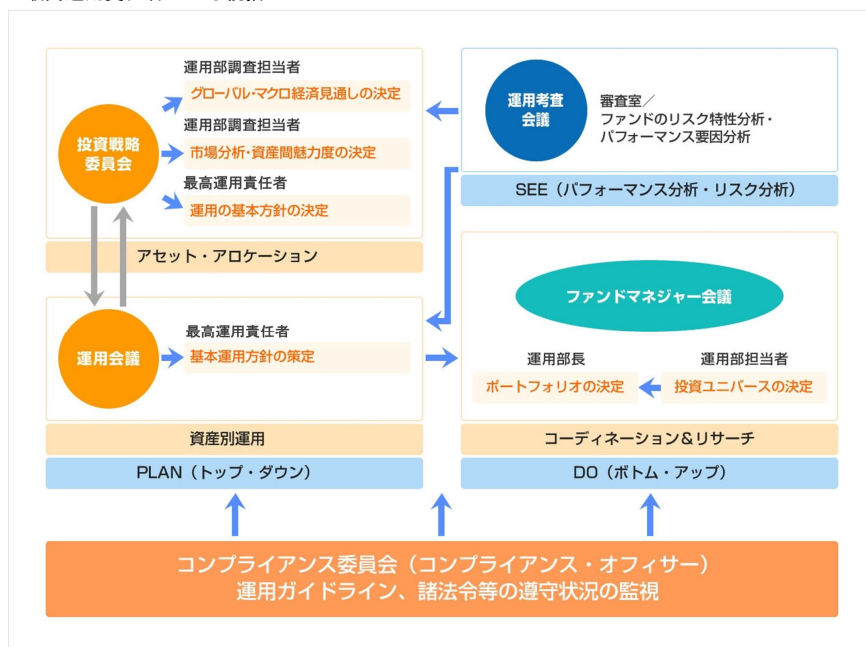
- ・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- ・MSCI KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- ・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- ・NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- ・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

<リスク管理体制>

①運用に関するリスク管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っております。なお、デリバティブ取引については、社内規則に基づいて投資方針に則った運用が行われているか日々モニタリングを行っています。

最高運用責任者による統括



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月 1 回	常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ①運用の基本方針②市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月 1 回	最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 ①市場動向②今月の投資行動③市場見通し④今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
運用審査会議	原則月 1 回	常勤役員、最高運用責任者、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行う。
ファンドマネジャー会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
コンプライアンス委員会	原則月 1 回	常勤役員及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

②コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス・オフィサーは、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

③機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

4【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

お申込金額の2.16%（税抜2.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、下記に記載の照会先においてもご確認ください。

お申込手数料は、お申込口数、お申込金額またはお申込金総額に応じて、取得申込受付日に算出される基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

なお、お申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。

(注) 申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として支払われる信託報酬は、信託財産の計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.0044%（税抜0.93%）の率を乗じて得た額とします。委託会社、受託会社及び各販売会社間の配分については、各販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められる以下の金額とします。

運用管理費用（信託報酬）		年1.0044%（税抜0.93%）	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
内訳	委託会社	年0.702%（税抜：年0.65%）	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価
	販売会社	年0.27%（税抜：年0.25%）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	年0.0324%（税抜：年0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。委託会社及び販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は当ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

本ファンドが負担すべきその他の手数料等には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。これらの費用は発生するたびに、信託財産中から支弁します。

- ① 組入有価証券等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- ② 保管費用等本ファンドの投資に関する費用
- ③ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託会社等の立替えた立替金の利息
- ④ 信託財産に関する租税
- ⑤ 信託事務の処理等に要する諸費用
- ⑥ 目論見書、有価証券届出書、有価証券報告書、運用報告書等の開示等に要する費用

- ⑦ 信託財産にかかる監査費用及び当該監査費用に係る消費税等相当額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。

その他の手数料等は、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。なお、監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となる場合があります。

また、当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は平成30年8月末日現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。

① 個人の受益者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税（配当控除の適用はありません。）もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

ロ. 解約金及び償還金に対する課税

換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）は譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座（特定口座）を選択することも可能です。

- ・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）については配当所得として課税され、15.315%（所得税15%及び復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。

また、益金不算入制度の適用はありません。

<注1>個別元本について

- ① 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

S B I 日本株3.7ブル

(平成30年 8月31日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	10,512,472,145	100.00
合計(純資産総額)		10,512,472,145	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	38,541,960,000	366.63

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

S B I 日本株3.7ベア

(平成30年 8月31日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	6,381,447,894	100.00
合計(純資産総額)		6,381,447,894	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	売建	日本	23,660,100,000	△370.76

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

S B I 日本株3.7ブル

該当事項はありません。

種類別投資比率

該当事項はありません。

S B I 日本株3.7ベア

該当事項はありません。

種類別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

S B I 日本株3.7ブル

該当事項はありません。

S B I 日本株3.7ベア

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

S B I 日本株3.7ブル

資産の種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	日経平均株価指数先物	買建	1,686	日本円	37,877,040,440	38,541,960,000	366.63

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

S B I 日本株3.7ベア

資産の種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	日経平均株価指数先物	売建	1,035	日本円	23,119,031,100	23,660,100,000	△370.76

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

SBI 日本株3.7ブル

平成30年 8月31日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (平成28年 2月 5日)	16,155,189,986	16,155,189,986	6,322	6,322
第2計算期間末 (平成29年 2月 6日)	13,797,045,121	13,797,045,121	7,619	7,619
第3計算期間末 (平成30年 2月 5日)	9,994,435,380	9,994,435,380	14,457	14,457
平成29年 8月末日	12,130,693,638	—	8,708	—
9月末日	11,993,086,508	—	10,054	—
10月末日	12,218,159,175	—	13,214	—
11月末日	12,537,615,452	—	14,943	—
12月末日	11,455,585,504	—	14,912	—
平成30年 1月末日	10,627,986,623	—	15,603	—
2月末日	10,165,144,953	—	12,838	—
3月末日	10,085,171,538	—	11,478	—
4月末日	11,840,019,786	—	13,629	—
5月末日	10,629,864,447	—	12,861	—
6月末日	10,667,312,982	—	13,077	—
7月末日	10,432,920,075	—	13,382	—
8月末日	10,512,472,145	—	14,068	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

S B I 日本株3.7ベア

平成30年 8月31日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (平成28年 2月 5日)	1,617,231,058	1,617,231,058	7,114	7,114
第2計算期間末 (平成29年 2月 6日)	4,350,694,964	4,350,694,964	2,290	2,290
第3計算期間末 (平成30年 2月 5日)	7,753,673,281	7,753,673,281	964	964
平成29年 8月末日	5,981,887,643	—	1,800	—
9月末日	12,140,857,602	—	1,533	—
10月末日	12,767,208,205	—	1,152	—
11月末日	11,403,813,317	—	989	—
12月末日	10,542,248,257	—	973	—
平成30年 1月末日	7,386,948,365	—	905	—
2月末日	6,003,845,178	—	1,011	—
3月末日	5,854,208,234	—	1,041	—
4月末日	5,525,534,522	—	866	—
5月末日	6,303,959,857	—	905	—
6月末日	6,022,890,437	—	871	—
7月末日	6,271,856,449	—	825	—
8月末日	6,381,447,894	—	768	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

S B I 日本株3.7ブル

期 間	計算期間	1万口当たりの分配金 (円)
第1計算期間	平成27年 2月 6日～平成28年 2月 5日	0
第2計算期間	平成28年 2月 6日～平成29年 2月 6日	0
第3計算期間	平成29年 2月 7日～平成30年 2月 5日	0

S B I 日本株3.7ベア

期 間	計算期間	1万口当たりの分配金 (円)
第1計算期間	平成27年 2月 6日～平成28年 2月 5日	0
第2計算期間	平成28年 2月 6日～平成29年 2月 6日	0
第3計算期間	平成29年 2月 7日～平成30年 2月 5日	0

③【収益率の推移】

S B I 日本株3.7ブル

期	計算期間	収益率 (%)
第1計算期間	平成27年 2月 6日～平成28年 2月 5日	△36.78
第2計算期間	平成28年 2月 6日～平成29年 2月 6日	20.52
第3計算期間	平成29年 2月 7日～平成30年 2月 5日	89.75
第4計算期(中間期)	平成30年 2月 6日～平成30年 8月 5日	△7.42

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

S B I 日本株3.7ベア

期	計算期間	収益率 (%)
第1計算期間	平成27年 2月 6日～平成28年 2月 5日	△28.86
第2計算期間	平成28年 2月 6日～平成29年 2月 6日	△67.81
第3計算期間	平成29年 2月 7日～平成30年 2月 5日	△57.90
第4計算期(中間期)	平成30年 2月 6日～平成30年 8月 5日	△14.73

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

（４）【設定及び解約の実績】

S B I 日本株3.7ブル

期	計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第1計算期間	平成27年 2月 6日～平成28年 2月 5日	71,517,892,093	45,962,713,683	25,555,178,410
第2計算期間	平成28年 2月 6日～平成29年 2月 6日	26,591,633,973	34,039,061,975	18,107,750,408
第3計算期間	平成29年 2月 7日～平成30年 2月 5日	21,116,886,846	32,311,625,314	6,913,011,940
第4計算期間(中間)	平成30年 2月 6日～平成30年 8月 5日	8,058,323,760	7,198,672,253	7,772,663,447

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

S B I 日本株3.7ベア

期	計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第1計算期間	平成27年 2月 6日～平成28年 2月 5日	27,586,821,954	25,313,655,450	2,273,166,504
第2計算期間	平成28年 2月 6日～平成29年 2月 6日	59,011,970,609	42,287,935,368	18,997,201,745
第3計算期間	平成29年 2月 7日～平成30年 2月 5日	252,776,584,608	191,305,268,752	80,468,517,601
第4計算期間(中間)	平成30年 2月 6日～平成30年 8月 5日	123,106,660,417	128,725,374,843	74,849,803,175

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

運用実績

SBI 日本株3.7ブル

(基準日:2018年8月31日)

基準価額・純資産の推移

(設定日(2015年2月6日)～2018年8月31日)



基準価額(1万口当たり)	14,068円
純資産総額	105.12億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2016年2月5日)	0円
第2期(2017年2月6日)	0円
第3期(2018年2月5日)	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

《構成比率》

国内債券	0.00%
現金等	100.00%
合計	100.00%
株式先物	366.63%

※構成比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは、販売会社でご確認いただけます。
 ※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

SBI 日本株3.7ペア

(基準日:2018年8月31日)

基準価額・純資産の推移

(設定日(2015年2月6日)～2018年8月31日)



基準価額(1万口当たり)	768円
純資産総額	63.81億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2016年2月5日)	0円
第2期(2017年2月6日)	0円
第3期(2018年2月5日)	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

《構成比率》

国内債券	0.00%
現金等	100.00%
合計	100.00%
株式先物	△370.76%

※構成比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

※2015年は設定日2015年2月6日(10,000円)から2015年末まで、2018年は8月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは、販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(i)お申込日

毎営業日お申込みいただけます。

原則として、午後2時50分までに販売会社経由での委託会社に対する申込みに関する事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

したがって、販売会社の申込締切時間は、午後2時50分より前になります。受付時間は販売会社によって異なりますので販売会社にお問い合わせ下さい。

なお、当該受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。

(ii)お申込単位

最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定めるものとします。

お申込単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、下記照会先においてもご確認ください。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

(iii)お申込価額

各ファンドとも取得申込受付日に算出される基準価額とします。

(iv)お申込手数料

お申込金額の2.16%（税抜2.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、前記（ii）に記載の照会先においてもご確認ください。

お申込手数料は、お申込口数、お申込金額またはお申込金総額に応じて、取得申込受付日に算出される基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

なお、お申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

(v)その他

株価指数先物取引のうち主として取引を行うものについて、次の各号に該当する場合には、当日の取得申込の受付中止、当日の取得申込の取消またはその両方を行うものとします。

- ① 委託会社が、当該先物取引にかかる金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）の当日の立会いが行われなかったこともしくは停止されたことにより、その翌営業日の追加設定を制限する措置をとったとき

- ② 委託会社が、当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の立会い終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加設定を制限する措置をとったとき

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

なお、本ファンドは、上記に従い受託会社に払込まれた時点で初めて設定がなされ、取得申込者はそれより前の時点では受益権を取得できません。

上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所[※]における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、受益権の取得のお申込の受付を中止すること及びすでに受付けたかかるお申込を保留または取消することができます。

※以下、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。

2【換金（解約）手続等】

a. 換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として、午後2時50分までに販売会社経由での委託会社に対する申込みに関する事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

したがって、販売会社の申込締切時間は、午後2時50分より前になります。受付時間は販売会社によって異なりますので販売会社にお問い合わせ下さい。

なお、当該受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。

b. 換金単位

販売会社が定める単位とします。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、下記照会先においてもご確認ください。

委託会社における照会先：

S B I アセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

c. 換金価額

換金請求受付日に算出される基準価額となります。

換金手数料はありません。

d. 換金代金のお支払い

原則として、換金代金は、換金請求受付日から起算して4営業日目以降にお支払いします。

e. その他

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、受益権の一部解約のお申込みの受付を中止すること及びすでに受付けたかかるお申込みを保留または取消することができます。

前記により受益権の一部解約のお申込みの受付が中止された場合またはすでに受けられたかかるお申込みが保留された場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の取得のお申込みを撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の解約請求受付期間に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、上記の規定に準じて計算された価額とします。

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

本ファンド1口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1口当たりの額です。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した額をいいます。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口当たり）は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも毎日の基準価額（1万口当たり）が掲載されています。また、委託会社へもお問い合わせいただけます。

本ファンドは、毎計算期末（毎年2月5日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）及び信託終了時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、取扱販売会社を通じてお渡しいたします。本ファンドの信託財産の決算の内容は原則として公告されません。

(i) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入れ有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

(ii) 主な投資対象の評価方法

対象	評価方法
株価指数先物取引	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の清算値段で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。* ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） ③価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

(iii) 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）
電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

(2) 【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

本ファンドの信託期間は平成27年2月6日から開始し、平成31年2月5日までとします。

(4) 【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎年2月6日から翌年2月5日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

(i) 信託の終了

- ① 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が3億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託会社は、前記①の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前記②の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 前記②の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 前記②から④までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、前記②の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし真にやむを得ない事業が生じている場合であって、前記②から④までに規定する手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(ii) その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務廃止のときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「(iii) 約款変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間に存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

(iii) 約款変更

- ① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託会社は、前記①の事項（前記①の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前記②の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 前記②の書面決議は議決権が行使できる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 前記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前記①から⑥の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(iv) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が前記（i）の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、前記（i）に規定する信託契約の解約または前記（iii）に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(v) 運用報告書

ファンドは、毎計算期末（毎年2月5日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）及び信託終了時に期中の運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

(vi) 公告

委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。

ただし、2019年3月1日以降は、以下の通り変更される予定です。

原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ (<http://www.sbiam.co.jp/>) に掲載します。

(vii) 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(i) 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（注）本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

(ii) 換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

(iii) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

SBI 日本株3.7ブル

- 1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成29年2月7日から平成30年2月5日まで）の財務諸表について、ひびき監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月30日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員
代表社員 公認会計士
業務執行社員

林 直也
田中弘司



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBI日本株3.7ブルの平成29年2月7日から平成30年2月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI日本株3.7ブルの平成30年2月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【SBI 日本株 3. 7 プル】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 2 期 〔平成29年 2 月 6 日現在〕	第 3 期 〔平成30年 2 月 5 日現在〕
資産の部		
流動資産		
金銭信託	984,887	836,835
コール・ローン	11,682,008,787	10,125,029,208
派生商品評価勘定	974,092,380	128,062,900
未収入金	—	11,381,760
差入委託証拠金	1,602,527,000	70,930,000
流動資産合計	14,259,613,054	10,336,240,703
資産合計	14,259,613,054	10,336,240,703
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	298,367,660	228,994,180
未払解約金	95,284,109	52,132,989
未払受託者報酬	2,199,010	1,936,352
未払委託者報酬	65,970,156	58,090,363
未払利息	32,005	27,739
その他未払費用	714,993	623,700
流動負債合計	462,567,933	341,805,323
負債合計	462,567,933	341,805,323
純資産の部		
元本等		
元本	18,107,750,408	6,913,011,940
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△4,310,705,287	3,081,423,440
(分配準備積立金)	90,701,252	1,620,700,118
元本等合計	13,797,045,121	9,994,435,380
純資産合計	13,797,045,121	9,994,435,380
負債純資産合計	14,259,613,054	10,336,240,703

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 自 平成28年2月6日 至 平成29年2月6日	第3期 自 平成29年2月7日 至 平成30年2月5日
営業収益		
受取利息	976,004	52
有価証券売買等損益	△10,940,300	—
派生商品取引等損益	3,250,414,000	8,925,059,600
営業収益合計	3,240,449,704	8,925,059,652
営業費用		
支払利息	6,027,512	11,349,326
受託者報酬	4,371,029	4,123,566
委託者報酬	131,130,352	123,706,670
その他費用	2,086,051	1,455,087
営業費用合計	143,614,944	140,634,649
営業利益又は営業損失（△）	3,096,834,760	8,784,425,003
経常利益又は経常損失（△）	3,096,834,760	8,784,425,003
当期純利益又は当期純損失（△）	3,096,834,760	8,784,425,003
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	526,756,831	7,172,640,257
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△9,399,988,424	△4,310,705,287
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,099,966,106	5,780,343,981
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,099,966,106	4,601,300,848
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	1,179,043,133
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,580,760,898	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,580,760,898	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,310,705,287	3,081,423,440

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として主たる取引所の発表する計算日の清算値段等によっております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年2月6日から翌年2月5日までとしておりますが、前計算期間末が休日のため、当計算期間は平成29年 2月 7日から平成30年 2月 5日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

期別		第2期 平成29年 2月 6日現在	第3期 平成30年 2月 5日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	18, 107, 750, 408口	6, 913, 011, 940口
2.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	4, 310, 705, 287円	－円
	1口当たり純資産額 (10, 000口当たり純資産額)	0. 7619円 (7, 619円)	1. 4457円 (14, 457円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期 自 平成28年 2月 6日 至 平成29年 2月 6日		第3期 自 平成29年 2月 7日 至 平成30年 2月 5日	
1. 分配金の計算過程		1. 分配金の計算過程	
費用控除後の配当等 A	0円	費用控除後の配当等 A	0円
収益額		収益額	
費用控除後・繰越欠 B	90, 701, 252円	費用控除後・繰越欠 B	1, 614, 887, 077円
損金補填後の有価証券等損益額		損金補填後の有価証券等損益額	
収益調整金額 C	0円	収益調整金額 C	1, 460, 723, 322円
分配準備積立金額 D	0円	分配準備積立金額 D	5, 813, 041円
当ファンドの分配対 E=A+B+C+D	90, 701, 252円	当ファンドの分配対 E=A+B+C+D	3, 081, 423, 440円
象収益額		象収益額	
当ファンドの期末残 F	18, 107, 750, 408口	当ファンドの期末残 F	6, 913, 011, 940口
存口数		存口数	
10, 000口当たり収益 G=E/F×10, 000	50円	10, 000口当たり収益 G=E/F×10, 000	4, 457円
分配対象額		分配対象額	
10, 000口当たり分配 H	0円	10, 000口当たり分配 H	0円
金額		金額	
収益分配金金額 I=F×H/10, 000	0円	収益分配金金額 I=F×H/10, 000	0円
2. 追加情報		2. 追加情報	
平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。		平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。	

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 平成28年 2月 6日 至 平成29年 2月 6日	第3期 自 平成29年 2月 7日 至 平成30年 2月 5日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用審査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスク 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ②信用リスク 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスク 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	常勤役員、最高運用責任者、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用審査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスク 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ②信用リスク 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスク 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 平成29年 2月 6日現在	第3期 平成30年 2月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	○派生商品評価勘定 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。 ○上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	○派生商品評価勘定 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。 ○上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

種類	第2期(平成29年 2月 6日現在)				第3期(平成30年 2月 5日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1年超				うち 1年超		
市場取引								
株価指数先物取引								
買建								
日経平均株価 指数先物	50,146,727,000	0	50,823,900,000	675,724,720	37,064,850,000	0	36,964,800,000	△100,931,280
合計	50,146,727,000	0	50,823,900,000	675,724,720	37,064,850,000	0	36,964,800,000	△100,931,280

(注) 1. 時価の算定方法は、個別法に基づき、原則として主たる取引所の発表する計算日の清算値段等によっております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期 自 平成28年 2月 6日 至 平成29年 2月 6日	第3期 自 平成29年 2月 7日 至 平成30年 2月 5日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(元本の移動)

区分	第2期 自 平成28年 2月 6日 至 平成29年 2月 6日	第3期 自 平成29年 2月 7日 至 平成30年 2月 5日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	25,555,178,410円	18,107,750,408円
期中追加設定元本額	26,591,633,973円	21,116,886,846円
期中一部解約元本額	34,039,061,975円	32,311,625,314円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

S B I 日本株 3. 7 ペア

- 1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成29年2月7日から平成30年2月5日まで）の財務諸表について、ひびき監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月30日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員

公認会計士

林 直也



業務執行社員

代表社員

公認会計士

田中 弘司



業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBI日本株3.7ペアの平成29年2月7日から平成30年2月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI日本株3.7ペアの平成30年2月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【SBI 日本株 3. 7 ペア】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 〔平成29年2月6日現在〕	第3期 〔平成30年2月5日現在〕
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,790,991,213	6,484,644,277
派生商品評価勘定	123,957,020	296,335,680
差入委託証拠金	708,668,000	1,283,590,000
流動資産合計	4,623,616,233	8,064,569,957
資産合計	4,623,616,233	8,064,569,957
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	123,436,720	87,003,120
未払解約金	129,250,614	173,355,216
未払受託者報酬	631,852	1,609,573
未払委託者報酬	18,955,379	48,287,301
未払利息	10,386	17,766
その他未払費用	636,318	623,700
流動負債合計	272,921,269	310,896,676
負債合計	272,921,269	310,896,676
純資産の部		
元本等		
元本	18,997,201,745	80,468,517,601
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△14,646,506,781	△72,714,844,320
（分配準備積立金）	229,505	6,561
元本等合計	4,350,694,964	7,753,673,281
純資産合計	4,350,694,964	7,753,673,281
負債純資産合計	4,623,616,233	8,064,569,957

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 自 平成28年2月6日 至 平成29年2月6日	第3期 自 平成29年2月7日 至 平成30年2月5日
営業収益		
受取利息	38,297	—
有価証券売買等損益	△2,152,700	—
派生商品取引等損益	△2,647,411,000	△8,090,119,340
営業収益合計	△2,649,525,403	△8,090,119,340
営業費用		
支払利息	1,665,414	6,952,925
受託者報酬	995,439	2,483,452
委託者報酬	29,862,989	74,503,641
その他費用	1,603,634	1,444,181
営業費用合計	34,127,476	85,384,199
営業利益又は営業損失（△）	△2,683,652,879	△8,175,503,539
経常利益又は経常損失（△）	△2,683,652,879	△8,175,503,539
当期純利益又は当期純損失（△）	△2,683,652,879	△8,175,503,539
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,803,184,121	△5,836,913,239
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△655,935,446	△14,646,506,781
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,397,924,379	160,172,130,985
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22,397,924,379	160,172,130,985
剰余金減少額又は欠損金増加額	35,508,026,956	215,901,878,224
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	35,508,026,956	215,901,878,224
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△14,646,506,781	△72,714,844,320

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として主たる取引所の発表する計算日の清算値段等によっております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年2月6日から翌年2月5日までとしておりますが、前計算期間末が休日のため、当計算期間は平成29年 2月 7日から平成30年 2月 5日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

期別		第2期 平成29年 2月 6日現在	第3期 平成30年 2月 5日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	18,997,201,745口	80,468,517,601口
2.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	14,646,506,781円	72,714,844,320円
	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.2290円 (2,290円)	0.0964円 (964円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期 自 平成28年 2月 6日 至 平成29年 2月 6日		第3期 自 平成29年 2月 7日 至 平成30年 2月 5日	
1. 分配金の計算過程		1. 分配金の計算過程	
費用控除後の配当等 A	0円	費用控除後の配当等 A	0円
収益額		収益額	
費用控除後・繰越欠 B	0円	費用控除後・繰越欠 B	0円
損金補填後の有価証券等損益額		損金補填後の有価証券等損益額	
収益調整金額 C	1,527,507,023円	収益調整金額 C	6,462,049,344円
分配準備積立金額 D	229,505円	分配準備積立金額 D	6,561円
当ファンドの分配対 E=A+B+C+D	1,527,736,528円	当ファンドの分配対 E=A+B+C+D	6,462,055,905円
象収益額		象収益額	
当ファンドの期末残 F	18,997,201,745口	当ファンドの期末残 F	80,468,517,601口
存口数		存口数	
10,000口当たり収益 G=E/F×10,000	804円	10,000口当たり収益 G=E/F×10,000	803円
分配対象額		分配対象額	
10,000口当たり分配 H	0円	10,000口当たり分配 H	0円
金額		金額	
収益分配金金額 I=F×H/10,000	0円	収益分配金金額 I=F×H/10,000	0円
2. 追加情報		2. 追加情報	
平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。		平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。	

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 平成28年 2月 6日 至 平成29年 2月 6日	第3期 自 平成29年 2月 7日 至 平成30年 2月 5日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用審査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスク 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ②信用リスク 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスク 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	常勤役員、最高運用責任者、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用審査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスク 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ②信用リスク 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスク 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 平成29年 2月 6日現在	第3期 平成30年 2月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	○派生商品評価勘定 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。 ○上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	○派生商品評価勘定 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。 ○上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

種類	第2期(平成29年 2月 6日現在)				第3期(平成30年 2月 5日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1年超				うち 1年超		
市場取引								
株価指数先物取引								
売建								
日経平均株価 指数先物	16,203,232,000	0	16,202,250,000	520,300	28,205,400,000	0	27,995,400,000	209,332,560
合計	16,203,232,000	0	16,202,250,000	520,300	28,205,400,000	0	27,995,400,000	209,332,560

(注) 1. 時価の算定方法は、個別法に基づき、原則として主たる取引所の発表する計算日の清算値段等によっております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期 自 平成28年 2月 6日 至 平成29年 2月 6日	第3期 自 平成29年 2月 7日 至 平成30年 2月 5日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(元本の移動)

区分	第2期	第3期
	自 平成28年 2月 6日 至 平成29年 2月 6日	自 平成29年 2月 7日 至 平成30年 2月 5日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	2,273,166,504円	18,997,201,745円
期中追加設定元本額	59,011,970,609円	252,776,584,608円
期中一部解約元本額	42,287,935,368円	191,305,268,752円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

- 1) 本ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに、同規則第38条の3及び同規則第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期中間計算期間（平成30年2月6日から平成30年8月5日まで）の中間財務諸表について、ひびき監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年10月5日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員

公認会計士

林 直也



業務執行社員

代表社員

公認会計士

田中弘司



業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBI日本株3.7ブルの平成30年2月6日から平成30年8月5日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBI日本株3.7ブルの平成30年8月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成30年2月6日から平成30年8月5日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表

【ＳＢＩ 日本株３．７ブル】

(１) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

第４期中間計算期間 〔平成30年８月５日現在〕	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	176,534
コール・ローン	9,455,229,716
派生商品評価勘定	98,827,420
未収入金	—
差入委託証拠金	1,071,642,000
流動資産合計	10,625,875,670
資産合計	10,625,875,670
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	47,409,040
未払解約金	123,420,164
未払受託者報酬	1,646,827
未払委託者報酬	49,404,739
未払利息	25,904
その他未払費用	814,973
流動負債合計	222,721,647
負債合計	222,721,647
純資産の部	
元本等	
元本	7,772,663,447
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	2,630,490,576
（分配準備積立金）	658,554,060
元本等合計	10,403,154,023
純資産合計	10,403,154,023
負債純資産合計	10,625,875,670

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

		第4期中間計算期間 自 平成30年2月6日 至 平成30年8月5日
営業収益		
受取利息		24
派生商品取引等損益		△109,877,580
営業収益合計		△109,877,556
営業費用		
支払利息		4,385,402
受託者報酬		1,646,827
委託者報酬		49,404,739
その他費用		917,587
営業費用合計		56,354,555
営業利益又は営業損失(△)		△166,232,111
経常利益又は経常損失(△)		△166,232,111
中間純利益又は中間純損失(△)		△166,232,111
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)		△326,409,506
期首剰余金又は期首欠損金(△)		3,081,423,440
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,849,784,536
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,849,784,536
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,460,894,795
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,460,894,795
中間剰余金又は中間欠損金(△)		2,630,490,576

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の店頭基準気配値段等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として主たる取引所の発表する計算日の清算値段等によっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

期別		第4期中間計算期間 平成30年 8月 5日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	7,772,663,447口
2.	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3384円 (13,384円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期中間計算期間（自 平成30年 2月 6日 至 平成30年 8月 5日）

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期中間計算期間 平成30年 8月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 2. 時価の算定方法	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ○国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ○派生商品評価勘定 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。 ○上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

種類	第4期中間計算期間末(平成30年 8月 5日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引 株価指数先物取引 買建 日経平均株価 指数先物	38,282,192,000	0	38,334,530,000	51,418,380
合計	38,282,192,000	0	38,334,530,000	51,418,380

- (注) 1. 時価の算定方法は、個別法に基づき、原則として主たる取引所の発表する計算日の清算値段等によっております。
2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(元本の移動)

区分	第4期中間計算期間 自 平成30年 2月 6日 至 平成30年 8月 5日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	6,913,011,940円
期中追加設定元本額	8,058,323,760円
期中一部解約元本額	7,198,672,253円

- 1) 本ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに、同規則第38条の3及び同規則第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期中間計算期間（平成30年2月6日から平成30年8月5日まで）の中間財務諸表について、ひびき監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年10月5日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員
業務執行社員
代表社員
業務執行社員

公認会計士
公認会計士

林 直也
田中弘司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBI日本株3.7ペアの平成30年2月6日から平成30年8月5日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBI日本株3.7ペアの平成30年8月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成30年2月6日から平成30年8月5日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【SBI 日本株 3. 7 ペア】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

第4期中間計算期間 〔平成30年8月5日現在〕	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5,695,422,820
派生商品評価勘定	75,539,380
差入委託証拠金	824,580,000
流動資産合計	6,595,542,200
資産合計	6,595,542,200
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	229,454,500
未払解約金	179,922,169
未払受託者報酬	975,860
未払委託者報酬	29,275,788
未払利息	15,603
その他未払費用	773,090
流動負債合計	440,417,010
負債合計	440,417,010
純資産の部	
元本等	
元本	74,849,803,175
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	△68,694,677,985
(分配準備積立金)	945
元本等合計	6,155,125,190
純資産合計	6,155,125,190
負債純資産合計	6,595,542,200

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第4期中間計算期間	
自	平成30年2月6日
至	平成30年8月5日
営業収益	
派生商品取引等損益	△377,259,240
営業収益合計	△377,259,240
営業費用	
支払利息	2,635,058
受託者報酬	975,860
委託者報酬	29,275,788
その他費用	837,378
営業費用合計	33,724,084
営業利益又は営業損失（△）	△410,983,324
経常利益又は経常損失（△）	△410,983,324
中間純利益又は中間純損失（△）	△410,983,324
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	226,904,867
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△72,714,844,320
剰余金増加額又は欠損金減少額	116,112,562,375
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	116,112,562,375
剰余金減少額又は欠損金増加額	111,454,507,849
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	111,454,507,849
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△68,694,677,985

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の店頭基準気配値段等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として主たる取引所の発表する計算日の清算値段等によっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

期別		第4期中間計算期間 平成30年 8月 5日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	74,849,803,175口
2.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	68,694,677,985円
3.	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.0822円 (822円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期中間計算期間（自 平成30年 2月 6日 至 平成30年 8月 5日）

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期中間計算期間 平成30年 8月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 2. 時価の算定方法	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ○国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ○派生商品評価勘定 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。 ○上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

種類	第4期中間計算期間末(平成30年 8月 5日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引 株価指数先物取引 売建 日経平均株価 指数先物	22,986,920,000	0	23,140,280,000	△153,915,120
合計	22,986,920,000	0	23,140,280,000	△153,915,120

(注) 1. 時価の算定方法は、個別法に基づき、原則として主たる取引所の発表する計算日の清算値段等によっております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(元本の移動)

区分	第3期 自 平成29年 2月 7日 至 平成30年 2月 5日	第4期中間計算期間 自 平成30年 2月 6日 至 平成30年 8月 5日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	18,997,201,745円	80,468,517,601円
期中追加設定元本額	252,776,584,608円	123,106,660,417円
期中一部解約元本額	191,305,268,752円	128,725,374,843円

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

・ S B I 日本株3.7ブル

平成30年 8月31日現在

I 資産総額	48,590,498,830円
II 負債総額	38,078,026,685円
III 純資産総額（I－II）	10,512,472,145円
IV 発行済口数	7,472,675,959口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.4068円
（1万口当たり純資産額）	（14,068円）

・ S B I 日本株3.7ベア

平成30年 8月31日現在

I 資産総額	30,077,279,519円
II 負債総額	23,695,831,625円
III 純資産総額（I－II）	6,381,447,894円
IV 発行済口数	83,088,900,931口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.0768円
（1万口当たり純資産額）	（768円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益権の譲渡制限は設けておりません。

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

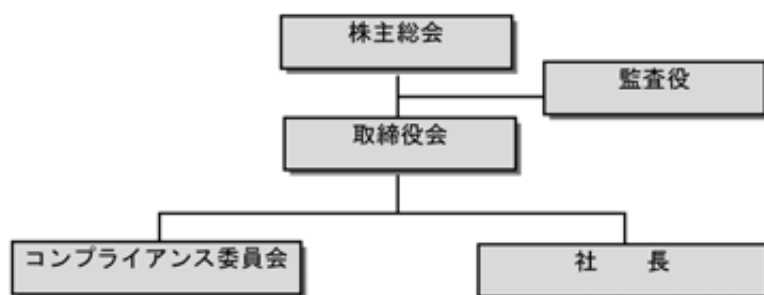
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定のほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

- ① 資本金の額(平成30年8月末日現在)
 - (i) 資本金の額
委託会社の資本金の額は4億20万円です。
 - (ii) 発行する株式の総数
委託会社の発行する株式の総数は14万6,400株です。
 - (iii) 発行済株式の総数
委託会社がこれまでに発行した株式の総数は3万6,600株です。
 - (iv) 最近5年間における主な資本金の額の増減
該当事項はありません。
- ② 委託会社の機構
 - (i) 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

(ii) 投資運用の意思決定機構

ア) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

イ) 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

エ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

現在、委託会社が運用を行っている投資信託（マザーファンドは除きます）は以下の通りです。

(平成30年8月末日現在)

ファンドの種類	本 数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	55	288,171
単位型株式投資信託	1	488

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるＳＢＩアセットマネジメント株式会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の財務諸表について、優成監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月13日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中



優 成 監 査 法 人

指 定 社 員
公認会計士
業務執行社員

本間 洋一



指 定 社 員
公認会計士
業務執行社員

石倉 教典



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年 3 月31 日)	当事業年度 (平成30年 3 月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1, 190, 923	656, 253
前払費用	18, 512	36, 884
未収委託者報酬	233, 608	502, 468
未収運用受託報酬	8, 533	—
繰延税金資産	3, 150	9, 353
その他	11, 264	15, 614
流動資産合計	1, 465, 992	1, 220, 574
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 53	※ 1, 121
器具備品	※ 1, 857	※ 1, 446
有形固定資産合計	1, 910	2, 567
無形固定資産		
電話加入権	67	67
ソフトウェア	2, 536	5, 708
商標権	1, 509	1, 330
無形固定資産合計	4, 113	7, 105
投資その他の資産		
投資有価証券	—	913, 644
関係会社株式	127, 776	127, 776
繰延税金資産	—	26, 595
長期差入保証金	19, 856	19, 856
その他	—	3, 360
投資その他の資産合計	147, 633	1, 091, 233
固定資産合計	153, 657	1, 100, 906
資産合計	1, 619, 650	2, 321, 480

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年 3 月31日)	当事業年度 (平成30年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	477	4,011
未払金	222,657	455,275
未払手数料	198,172	419,007
未払法人税等	48,193	143,048
未払消費税等	8,854	33,817
流動負債合計	280,183	636,152
負債合計	280,183	636,152
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,200	400,200
利益剰余金		
利益準備金	30,012	30,012
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	909,254	1,315,376
利益剰余金合計	939,266	1,345,388
株主資本合計	1,339,466	1,745,588
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	—	△60,260
評価・換算差額等合計	—	△60,260
純資産合計	1,339,466	1,685,327
負債純資産合計	1,619,650	2,321,480

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,661,953	3,207,709
運用受託報酬	45,489	16,380
投資顧問料	4,011	—
その他営業収益	—	4,500
営業収益合計	1,711,454	3,228,590
営業費用		
支払手数料	1,014,112	2,173,300
広告宣伝費	686	48,444
調査費	25,912	27,077
調査費	25,912	27,077
委託計算費	96,123	121,126
営業雑経費	13,344	23,392
通信費	827	1,208
印刷費	9,975	19,323
協会費	2,171	2,049
諸会費	49	183
その他営業雑経費	319	628
営業費用合計	1,150,178	2,393,341
一般管理費		
給料	134,722	156,504
役員報酬	27,378	44,607
給料・手当	107,343	111,896
交際費	75	169
旅費交通費	3,787	7,996
福利厚生費	19,124	20,444
租税公課	7,729	11,602
不動産賃借料	17,574	18,383
消耗品費	1,751	1,772
事務委託費	11,556	10,188
退職給付費用	4,300	4,578
固定資産減価償却費	1,973	2,422
諸経費	11,737	13,285
一般管理費合計	214,332	247,348
営業利益	346,943	587,900
営業外収益		
受取利息	55	19
為替差益	—	0
雑収入	923	602
営業外収益合計	978	622
営業外費用		
支払利息	13	—
為替差損	0	—
雑損失	—	486
営業外費用合計	13	486
経常利益	347,908	588,035
税引前当期純利益	347,908	588,035

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
法人税、住民税及び事業税	105,400	188,117
法人税等調整額	2,371	△6,202
法人税等合計	107,771	181,914
当期純利益	240,136	406,121

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利 益 剰 余 金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
			繰越利益 剰余金					
当期首残高	400, 200	30, 012	669, 117	699, 129	1, 099, 329	—	—	1, 099, 329
当期変動額								
当期純利益			240, 136	240, 136	240, 136			240, 136
当期変動額合計	—	—	240, 136	240, 136	240, 136	—	—	240, 136
当期末残高	400, 200	30, 012	909, 254	939, 266	1, 339, 466	—	—	1, 339, 466

当事業年度（自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利 益 剰 余 金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
			繰越利益 剰余金					
当期首残高	400, 200	30, 012	909, 254	939, 266	1, 339, 466	—	—	1, 339, 466
当期変動額								
当期純利益			406, 121	406, 121	406, 121			406, 121
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△60, 260	△60, 260	△60, 260
当期変動額合計	—	—	406, 121	406, 121	406, 121	△60, 260	△60, 260	345, 861
当期末残高	400, 200	30, 012	1, 315, 376	1, 345, 388	1, 745, 588	△60, 260	△60, 260	1, 685, 327

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が10年、器具備品が3－15年であります。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成29年3月31日)		当事業年度 (平成30年3月31日)	
＊	有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	＊	有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
	建物 0千円		建物 110千円
	器具備品 3,519千円		器具備品 4,024千円
	合計 3,520千円		合計 4,135千円

（損益計算書関係）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	36,600	—	—	36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	36,600	—	—	36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、受託銀行にて分別管理されている信託財産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,190,923	1,190,923	—
(2) 未収委託者報酬	233,608	233,608	—
(3) 未収運用受託報酬	8,533	8,533	—
資産計	1,433,065	1,433,065	—
未払金	222,657	222,657	—
負債計	222,657	222,657	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	127,776
(2) 長期差入保証金	19,856

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
預金	1,190,923
未収委託者報酬	233,608
未収運用受託報酬	8,533
合計	1,433,065

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、受託銀行にて分別管理されている信託財産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	656,253	656,253	—
(2) 未収委託者報酬	502,468	502,468	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	913,644	913,644	—
資産計	2,072,366	2,072,366	—
未払金	455,275	455,275	—
負債計	455,275	455,275	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 預金 (2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

その他有価証券（投資信託）は基準価額によっております。

負債

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	127,776
(2) 長期差入保証金	19,856

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
預金	656,253
未収委託者報酬	502,468
合計	1,158,722

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式 127,776千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式 127,776千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位:千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	913,644	1,000,500	△86,855
	小計	913,644	1,000,500	△86,855
合計		913,644	1,000,500	△86,855

3. 売却したその他有価証券

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他	24,133	—	486
合計	24,133	—	486

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)4,300千円、当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)4,578千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)																																		
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>電話加入権</td><td>438千円</td></tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td><td>19,114</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>364</td></tr> <tr> <td>その他未払税金</td><td>2,409</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>376</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>22,703</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△19,552</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>3,150</td></tr> </table>	電話加入権	438千円	関係会社株式評価損	19,114	未払事業税	364	その他未払税金	2,409	その他	376	繰延税金資産小計	22,703	評価性引当額	△19,552	繰延税金資産合計	3,150	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>電話加入権</td><td>438千円</td></tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td><td>19,114</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>6,752</td></tr> <tr> <td>その他未払税金</td><td>2,301</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>26,595</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>299</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>55,501</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△19,552</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>35,948</td></tr> </table>	電話加入権	438千円	関係会社株式評価損	19,114	未払事業税	6,752	その他未払税金	2,301	その他有価証券評価差額金	26,595	その他	299	繰延税金資産小計	55,501	評価性引当額	△19,552	繰延税金資産合計	35,948
電話加入権	438千円																																		
関係会社株式評価損	19,114																																		
未払事業税	364																																		
その他未払税金	2,409																																		
その他	376																																		
繰延税金資産小計	22,703																																		
評価性引当額	△19,552																																		
繰延税金資産合計	3,150																																		
電話加入権	438千円																																		
関係会社株式評価損	19,114																																		
未払事業税	6,752																																		
その他未払税金	2,301																																		
その他有価証券評価差額金	26,595																																		
その他	299																																		
繰延税金資産小計	55,501																																		
評価性引当額	△19,552																																		
繰延税金資産合計	35,948																																		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 同左																																		

(セグメント情報)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド (毎月分配型)	273,228
SBI/アリアンツ日本株集中投資戦略ファンド（F O F s 用）（適格機関投資家専用）	183,987

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド (毎月分配型)	489,935
S B I 日本小型成長株選抜ファンド	472,434
S B I 中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ (年2回決算型)	347,593
S B I 中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ	323,110

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	81,681	グループの 統括・運営	(被所有) 間接 49.5%	不動産設備利用 役員の兼任	事務所敷 金の差入	—	長期差 入保証 金	19,802

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 不動産設備利用に係る保証条件は、同社に適用される保証条件と同一の条件となっております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業	—	販売委託	販売委託 支払手数料	397,985	未払金	73,724

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

モーニングスター株式会社 (東京証券取引所 ジャスダック市場)

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社 (非上場)

SBIホールディングス株式会社 (東京証券取引所に上場)

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業	—	販売委託・販促	販売委託支払手数料	862,570	未払金	135,442
							広告宣伝費	1,495		

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

モーニングスター株式会社（東京証券取引所 ジャスダック市場）

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社（非上場）

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	当事業年度 自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
1株当たり純資産額	36,597円44銭	46,047円21銭
1株当たり当期純利益	6,561円11銭	11,096円21銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	当事業年度 自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
当期純利益(千円)	240,136	406,121
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	240,136	406,121
期中平均株式数(株)	36,600	36,600

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

① 定款の変更

2018年6月20日付で、以下の変更を行いました。

イ. 公告を電子公告の方法により行う(ただし、電子公告による公告ができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日刊工業新聞に掲載して行う)。

ロ. 上記イ. の変更は2019年3月1日から効力が発生する。

② 訴訟事件その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託
S B I 日本株 3.7 ブル
約款

S B I アセットマネジメント株式会社
みずほ信託銀行株式会社

－運用の基本方針－

約款第 19 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の公社債に投資するとともに、株価指数先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの概ね 3.7 倍程度となる投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株価指数先物取引およびわが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。
- ② 株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、原則として、信託財産の純資産総額の 3.7 倍程度になるように調整することにより、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの概ね 3.7 倍程度となる投資成果をめざします。
- ③ 利用する株価指数先物取引の種類は、流動性、効率性等を勘案して決定します。
- ④ 追加設定、解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、原則として、当日中に株価指数先物取引を買建てもしくは転売するものとします。この結果、株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額の 3.7 倍程度にならないことがあります。
- ⑤ 当初設定直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができないことがあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑥ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 分配金額は、上記分配対象収益範囲のうち原則として利子・配当等収益を中心に、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこと

があります。

- (3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、本運用の基本方針に基づいた運用を行います。

追加型証券投資信託
SBI 日本株 3.7 プル
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、SBI アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項、同条第 2 項および第 28 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 3 条 委託者は、金 1,000 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 31 年 2 月 5 日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 1,000 万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口

数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

- 第 11 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

- 第 13 条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を 1 円単位または 1 口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、第 42 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込者に対しては、1 口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。
- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）

に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ④ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち主として取引を行うものについて、次の各号に該当する場合には、指定販売会社は、当日の取得申込の受付中止、当日の取得申込の取消しまたはその両方を行うものとします。
1. 委託者が、当該先物取引にかかる金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）の当日の午後立会が行われないこともしくは停止されたことにより、その翌営業日の追加設定を制限する措置をとったとき
 2. 委託者が、当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加設定を制限する措置をとったとき
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

- 第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

- 第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

- 第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条および第24条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 17 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
17. 預託証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書ならびに第 12 号および第 17 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券ならびに第 14 号の証券のうち投資法人債券ならびに第 12 号および第 17 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(利害関係人等との取引等)

- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条まで、第26条、第27条および第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条まで、第26条、第27条および第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

- 第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

- 第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証

券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 21 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限り、その行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。))の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第 23 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。(以下同じ。))

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第 24 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、

信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 25 条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第 27 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れを行うことの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 28 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合

していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 29 条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 30 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 31 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 32 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 33 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合

の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第 34 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 35 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 36 条 この信託の計算期間は、毎年 2 月 6 日から翌年 2 月 5 日までとします。なお、第 1 計算期間は、平成 27 年 2 月 6 日から平成 28 年 2 月 5 日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 37 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第 38 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（会計監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、第 36 条に規定する計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 39 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 36 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 93 の率を乗じて得た額とします。なお、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 40 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 41 条 受託者は、収益分配金については第 42 条第 1 項に規定する支払開始日および第 42 条第 2 項に規定する交付開始前の前日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 42 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 42 条第 4 項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 42 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等

に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第 44 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4 営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第 43 条 受益者が、収益分配金については第 42 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第 42 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第 44 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を 1 口単位として委託者または指定販売会社が定める単位をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第 1 項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、委託者は、受益権の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することがあります。
 - 1. この信託が行う株価指数先物取引について、当該取引に係る金融商品取引所の当日の午後の立会いが行われないうち、または停止されたとき。
 - 2. この信託が行う株価指数先物取引について、当該取引に係る金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。
- ⑥ 委託者は、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。
- ⑦ 前 2 項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 45 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この

投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

- 第 46 条 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が 3 億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第 47 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 51 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第 48 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 51 条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第 49 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第 50 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 51 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、

受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第52条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第53条 この信託は、受益者が第44条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する信託契約の解約または第51条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第54条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 55 条 委託者が受益者に対してする公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 55 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 56 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1 条 第 42 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 27 年 2 月 6 日 (信託契約締結日)

平成 29 年 5 月 2 日 (信託契約変更日)

委託者 S B I アセットマネジメント株式会社
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号

受託者 みずほ信託銀行株式会社
東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号

追加型証券投資信託
S B I 日本株 3.7 ベア
約款

S B I アセットマネジメント株式会社
みずほ信託銀行株式会社

－運用の基本方針－

約款第 19 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の公社債に投資するとともに、株価指数先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの概ね 3.7 倍程度逆となる投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株価指数先物取引およびわが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。
- ② 株価指数先物取引の売建玉の時価総額の合計額が、原則として、信託財産の純資産総額の 3.7 倍程度になるように調整することにより、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの概ね 3.7 倍程度逆となる投資成果をめざします。
- ③ 利用する株価指数先物取引の種類は、流動性、効率性等を勘案して決定します。
- ④ 追加設定、解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、原則として、当日中に株価指数先物取引を売建てもしくは買戻しするものとします。この結果、株価指数先物取引の売建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額の 3.7 倍程度にならないことがあります。
- ⑤ 当初設定直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができないことがあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑥ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 分配金額は、上記分配対象収益範囲のうち原則として利子・配当等収益を中心に、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこと

があります。

- (3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、本運用の基本方針に基づいた運用を行います。

追加型証券投資信託
S B I 日本株 3.7 ベア
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、S B I アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項、同条第 2 項および第 28 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 3 条 委託者は、金 1,000 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 31 年 2 月 5 日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 1,000 万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口

数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

- 第 11 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

- 第 13 条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を 1 円単位または 1 口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、第 42 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込者に対しては、1 口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。
- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）

に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ④ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち主として取引を行うものについて、次の各号に該当する場合には、指定販売会社は、当日の取得申込の受付中止、当日の取得申込の取消しまたはその両方を行うものとします。
1. 委託者が、当該先物取引にかかる金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）の当日の午後立会が行われないこともしくは停止されたことにより、その翌営業日の追加設定を制限する措置をとったとき
 2. 委託者が、当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加設定を制限する措置をとったとき
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条および第24条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 17 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
17. 預託証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書ならびに第 12 号および第 17 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券ならびに第 14 号の証券のうち投資法人債券ならびに第 12 号および第 17 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(利害関係人等との取引等)

- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条まで、第26条、第27条および第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条まで、第26条、第27条および第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

- 第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

- 第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証

券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 21 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限り、その行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。))の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第 23 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。(以下同じ。))

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第 24 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、

信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 25 条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第 27 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れを行うことの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 28 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合

していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 29 条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 30 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 31 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 32 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 33 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合

の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第 34 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 35 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 36 条 この信託の計算期間は、毎年 2 月 6 日から翌年 2 月 5 日までとします。なお、第 1 計算期間は、平成 27 年 2 月 6 日から平成 28 年 2 月 5 日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 37 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第 38 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（会計監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、第 36 条に規定する計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 39 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 36 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 93 の率を乗じて得た額とします。なお、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 40 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 41 条 受託者は、収益分配金については第 42 条第 1 項に規定する支払開始日および第 42 条第 2 項に規定する交付開始前の前日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 42 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 42 条第 4 項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 42 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等

に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第 44 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4 営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 43 条 受益者が、収益分配金については第 42 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第 42 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第 44 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を 1 口単位として委託者または指定販売会社が定める単位をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第 1 項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、委託者は、受益権の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。
 - 1. この信託が行う株価指数先物取引について、当該取引に係る金融商品取引所の当日の午後の立会いが行われないうとき、または停止されたとき。
 - 2. この信託が行う株価指数先物取引について、当該取引に係る金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。
- ⑥ 委託者は、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消すことができます。
- ⑦ 前 2 項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 45 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の

支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 46 条 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が 3 億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくははやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 47 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 51 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 48 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 51 条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 49 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 50 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所

が受託者を解任した場合、委託者は、第 51 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 51 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 52 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 53 条 この信託は、受益者が第 44 条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 46 条に規定する信託契約の解約または第 51 条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第 54 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託

者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 55 条 委託者が受益者に対してする公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 55 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 56 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1 条 第 42 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 27 年 2 月 6 日 (信託契約締結日)

平成 29 年 5 月 2 日 (信託契約変更日)

委託者	S B I アセットマネジメント株式会社 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
-----	---

受託者	みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号
-----	-------------------------------------